

近世のパスポート体制

——紀州藩田辺領を中心に——

はじめに

近世の行旅難渋者対策は、従来、幕府の元禄元年令（一六八八年）にはじまり、享保十八年令（一七三三年）、同二十年令（一七三五年）で若干の修正がなされ、明和四年令（一七六七年）にいたって整備・確立したとされてきた。^①

しかし、前稿ですでに明らかにしたように、^② 実態的にいえば、元禄令以前に、すでに諸藩では行旅難渋者対策が実施され、難渋者の村送慣行も行われており、元禄令は宿場からの半強制的な遺棄を禁止する意図で発令されたもので、元禄令に対して、例えば、加賀藩はすぐさま宿継村継体制を整備させていった。また、十八世紀半ば頃には、一般の寺社参詣人などが往来手形を携帯して旅立つようになり、明和令にいたって「宿継村継」規定と「往来手形」携帯規定とが結合されたのであった。右の考察をふまえるとき、元禄令から明和令にいたる幕令のみでこの問題を議論することがいかに危ういかがわかるのである。^③

ところで、それまで諸藩でバラバラに対応されていた難渋者対策

柴田純

は、明和令で宿継村継規定と往来手形携帯規定とが合体されたことにより、これ以降、難渋者が発生した際、往来手形で身許を確認したうえで、宿継村継によって国元まで送還する方向で、諸藩の対応が一致していくことになった。明和令はその意味で、日本近世においてパスポート（往来手形）体制を開始させた法令だと評価することができるのである。

ちなみに、従来のパスポート研究では、「十九世紀初頭のヨーロッパでは（略）パスポートといえは国内用パスポートが大半であり」、パスポート大国といわれるフランスでは、フランス革命以前から「国内用旅券と外国用旅券」^④があり、国内用旅券は革命中に一時廃止されるが、一七九三年二月には復活し、以後二十世紀前半まで廃止されることはなかったという。^⑤ 一方日本では、文化十一（一八一四）年に成立した、日本最初の英語辞典『諸厄利亜語林大成』が、*passport* を「往来文、又赦書」と表記している。^⑥ つまり、当時の日本では、往来手形がパスポートと理解されていたことがわかるのである。

十九世紀前半における右のような事情をふまえれば、往来手形と宿継村継（以後、村送と略称する）をセットにした近世の行旅難渋者数

窓 済体制は、十九世紀前半には名実ともにパスポート体制と表現することが許されるのである。

史 さて、先に述べた反省に立って、本稿では、近世のパスポート体制の成立と展開から終焉までを、幕府中心ではなく地域社会に視点を据えて把え直してみたい。具体的には、十七世紀半ばから幕末までを一貫して追うことができ、かつ行旅難済者に関する記事が豊富に掲載された史料群をもつ、紀州藩田辺領を中心にして考察していきたい。^⑧

一 行旅難済者の実態

1 事例紹介

近世の旅人は、旅の途中でさまざまな困難に遭遇した。ここではまず、そうした実態のいくつかを紹介しながら、あわせて難済者に対する地域住民の対応をみていく。

〔事例一〕

同六月晦日之夜、高原村より若州三方郡金山村次郎助女房・同与三郎女房、右二人之内次郎助女房相煩申由ニ而、駕籠ニ乗せ当地迄参候高原村権兵衛・半助と申者二人参候故、吟吟^(疾)致候処ニ、此病人那智山より相煩、其上高原坂ニ而落馬仕、弥気色悪敷御座候ニ付、片時も早ク田辺へ参、医者衆頼養生致度由申ニ付、駄賃取為乗参候由申候、右二人之女ニ口上書為致、其趣瀬兵衛様へ申上候へハ、病人にハ医者ヲ付養生仕様ニ被仰付、宿下長町与兵衛隠居所ニ居申候、則木村又玄療治被致候、同二日大病老女故気色指重り、同日未ノ刻相果申候、同曉御歩行目付田村助大夫殿・小頭

山本伝左衛門并下目付・大年寄参、死骸相改、同行与三郎女房・宿与兵衛口書為致、并着類諸道具相改書付差上ケ申候、同三日四ツ時分禅宗湊福寺江土葬仕候、明ル四日之朝与三郎女房当地罷立、其節遣錢三百文被下候
(表1の一七)^⑨

右の事例は、元禄三(一六九〇)年六月晦日、若狭金山村から参詣に来ていた老女二人のうち一人が、熊野那智大社で病気になる、中辺路を通じて田辺に向かう途中、「高原坂」で「落馬」したため、高原村で駕籠を雇い、田辺まで送られてきたものである。田辺の町方で、老女二人からその旨の「口上書」をとり、すぐさま田辺の「御奉行」堀瀬兵衛へ上申し、「医者ヲ付養生」させよとの命により、順礼の旅籠町である下長町の「与兵衛隠居所」に滞留させ、医師木村又玄に「療治」させた。しかし、次郎助女房は、「大病」かつ「老女」のため、治療の甲斐なく二日未明に死去した。このあと、歩行目付、小頭、下目付、および田辺城下の大年寄が死骸検分を行ない、同行の「与三郎女房」と「宿与兵衛」から「口書」をとり、着類などを改めて、翌三日湊福寺に土葬した。そして、翌四日には、与三郎女房が一人、「錢三百文」のわらじ錢を領主から与えられ国元へ出立した。

病人が田辺に到着後、スムーズな対応がとられていることから、こうした場合の対応策がすでに成立していたことがわかる。右のような対応策は、その後も細部に若干の変更があるものの、大筋では変化することなく幕末までつづいている。後述するように、医者^⑩の加療は、幕府から指示が出される元禄元年以前に、すでに天和元(一六八一)年の段階から行なわれていたことに注意しておきたい。

なお、同年八月には、次郎助女房の子が田辺に御礼に来ていた。次

の史料がそれである。

同八月三日之曉、若州三方郡金山村次郎助子久右衛門と申者、下長町与兵衛方迄参候、是ハ去ル七月二日次郎助女房当地ニ而相果申ニ付、同行与三郎女房若州へ戻り様子申聞せ候故、礼之為参候由、則丁内へ礼ヲ申、翌四日ニ宿与兵衛同道仕湊福寺へ参詣、墓所(小カ)へ少キ石塔ヲ立月盃を上ケ住持廻向被致候、同日当地ヲ罷立候、同五日右久右衛門参候様子、書付上ケ申様ニ被仰付、下長町年寄権右衛門書付差上ケ申候

(表1の一七)

次郎助女房の子久右衛門が、同行の与三郎女房から事情を聞き、御礼かたがた田辺に参上し、世話になった「丁内へ礼」を述べ、墓所に「石塔ヲ立月盃を上ケ」、母親の供養を行なったことがわかる。領主がこの間の事情を町年寄に書付をもって上申させていることにも注意しておきたい。

さて、右の例は、遭難した人物が田辺から比較的近距离の若狭の住人であったため、息子が直接田辺まで出向き、御礼と母親の供養に参上したのであろう。遠距離の場合は、おおむね手紙での御礼が一般的であった。しかし、後日になってわざわざ御礼のため田辺に立ち寄る場合もみられた。

同月廿六日、本町三郎太夫所ニ、奥州岩城泉村之順礼同行九人内左藤清八と申者相煩、目良新斎療治ニ而得快気候ニ付、同廿八日ニ罷立候、口上書為致取置申候

(表1の一八)

右の記事は、元禄二年六月、陸奥菊多郡泉村の順礼が、病気のため田辺で加療し、快気出立したことを述べている。そして、その三年後の元禄五年に、

六月廿四日、奥州留田郡泉村佐藤伝吉・同伝七、四年以前下長町万兵衛所ニ而相煩候平八と申もの兄弟ニ而、御礼に参候由申来候とあり、さらに、享保元(一七一六)年六月の記事にも、

(表1の一八)

同廿六日、奥州岩城泉村佐藤勤兵衛と申者、当五月廿三日国元出立ニて当地へ参着、右ハ式拾八年已前相煩申候清八がためニ甥之由、其節之御礼申上候との事ニて出

(表1の一八)

とある。二つめの史料は名前に混乱がみられるが同一人物と考えてよからう。他国で世話になったことが、家族や親類中に長く語りつがれ、三十年近く経た後に、御礼のためわざわざ田辺に立ち寄ったことがわかるのである。右の事例が例外ではないことを示すため、もう一つ近世後期の例をあげておこう。

天保三(一八三二)年四月、常陸国筑波郡市野深村利兵衛は、田辺領芝村で病気のため歩行困難になった。そのため、村送を願い出て許され、国元まで村送となり、西ノ谷村から次村へ「送り出」の途中、病気が重くなり、西ノ谷村で病氣治療もむなしく死去した。利兵衛は、文政十一(一八二八)年に「諸国神社仏閣拜礼」に旅立っており、その「道中之勞ニ而」病死したとされている。西ノ谷村では、利兵衛の死後、すぐさま領主へ報告し、禅宗の法輪寺に頼み、同村墓所へ「仮ニ埋葬」し、同人親類中に「本葬之營」を求めて、利兵衛の在所役人中宛に書状を送った。その後六月二十日に、市野深村庄屋の礼状を携えて、利兵衛の親類兩名が西ノ谷村に来村、世話になった御礼と仮葬した「万福寺墓所」での「法事」を行ない、七月二十九日に国元へ出立した(表1の二七六)。

窓 さて、それから二十数年をへた安政三(一八五六)年二月七日の記

事に次のようにある。

史

去ル天保三年辰四月、西ノ谷村ニ而病死いたし候常州筑波郡谷原領市野深村利兵衛追善之為、同人親類同所四兵衛・庄右衛門・久蔵・利兵衛右四人之者、万福寺墓所へ参詣仕度由ニ而、夜前庄屋寺嶋嘉兵衛所へ罷越候ニ付、暫滞留為仕度段断出申候

(表1の二七六)

すなわち、利兵衛の親類四人が、利兵衛の「追善之為」に「墓所へ参詣」に來たことがわかる。おそらく四人は、伊勢参宮などの参詣の旅に出、その途中田辺に立ち寄ったのであろう。それにしても、当時の人々の時間感覚の長さに驚かされるのである。

〔事例二〕

次に長崎諏訪町へ「出店」していた、肥前国高瀬郡茂木村の佐平(四三歳)・みつ(三三歳)夫婦の場合をみていこう。兩人は、宝曆十二(一七六二)年二月十五日に、十月までの有効期限がついた往来手形を庄屋からもらい「四国西国」順礼に出立した。ところが、佐平が閏四月十日ごろから「伊勢路多相煩」い、「道々養生」しながら熊野本宮で「薬用」するも効果がないまま、六月九日田辺下長町に到着した。

町方では、「病氣大切ニ相見へ」、番野又玄・徳田道積・目良新斎といった医師衆にみせたが、「病症腸満之由」にて、いずれも「薬も難出」と申すため、田辺大年寄玉置惣右衛門が町奉行所へ報告し、「猶以薬給させ不申候而ハ難指置」との奉行所の意向をうけ、再度目良新斎に頼んで服薬させ、「少々快模様」になった。ところが十五日

に、

雪隠へ参度申ニ付、私共手^(みつ)を引参、用事調へ井戸端ニ而手を洗度申ニ付、私水をかけ可申と手をはなし候処、手を洗申迎井筒へこけ懸り申ニ付、直ニとらへ申候得とも、女の手先ニ候へハ手ニ余りこけ込申候ニ付、声を立候へハ、宿夫婦の衆ハ勿論、近所多追々御駆着被下、早速御引上被下、医者衆御呼向被下、猶又針医等迄療治無残方御世話被下候得共、終ニ養生不相叶(表1の六四)

翌日死去してしまつた。その後、下目付二名、町奉行所小頭、大庄屋、大年寄三名が立会い、死骸の検死が行なわれ、一向宗正覚寺旦那のため、一向宗浄行寺に葬られることになった。同時に、宿の夫婦、近所の者八名、さらに医師四名からそれぞれ「口書」がとられている。みつの「口上」は次のとおりである。

此度ハ不慮之儀ニ付段々御苦勞ニ罷成り、其上女之独り旅ニ候得者、若国元へ帰り申品ニ候ハ、人御付可有之由、被為入御念被仰聞難有奉存候、夫ト佐平病中申候ハ、たとへ拙者相果候共、打残し候札所打納、国へ帰り申様ニ、と夫レのミ申置候、夫ト之遺言ニ御座候へハ、何とそ札を納申度奉存候、御人御添被下候義ハ幾重にも御用捨可被成下候、万端無残方御氣付被下難有奉存候

(表1の六四)

「女之独り旅」を氣遣う役人らの様子と、それにもかかわらず「夫ト之遺言」を守り、「残り札納」の旅をつづけようとする気丈なみつの意志がよくわかる。

七月一日には、みつが、「私つかれも快」く、「道中ニ而も国連」があらうし、「国許ニ而ハ日限り」もあるからと、出立を願い、同日

奉行所の許可が出された。また奉行所から、「金子式歩」の「心付」と、「国元迄人付送り可申」との申渡があったが、みつは再度「夫ト之遺言」をくり返し、「路銀用意仕候而ハ道中気苦勞ニ存候ヘハ」と辞退し、「鳥目五百文」の「わらじ錢」も「二百文」のみ受取ることになった。そのほか、下長町年寄の「心付」や「外も段々哀とおもひ付五十文百文或ハ忝奴式匆宛遣し申」し、みつも「御志」と「申請」、結局「錢高式拾奴余」を受取り、翌二日に立出したのである。

翌宝曆十三年一月二十六日付、みつの礼状（表1の六四）によれば、「残札一々ニ尋廻り」、「相納」め、「女之道」ゆえ「漸九月十九日下着」したという。

右の記事からは、夫佐平の不慮の死にもめげず、また地域社会の援助に甘えることもなく、佐平の遺志を見事にやり遂げた一人の女性の姿が浮かびあがってくる。また佐平の遺志からは、当時の人々が社寺参詣に対して並々ならぬ思いを懐いていたことがわかるのである。

〔事例三〕

最後に、田辺の住民が信州で困難に遭遇した事例をとりあげてみよう。

寛政十二（一八〇〇）年三月二日、江川浦の久太郎妻とめ、吉五郎母きん、長大夫母はる、長大夫妹はん（一八歳）の四人は、「抜参宮」し、さらに信州善光寺へ向かった。ところが、四月十二日からはんが病気になる、同月十六日信州矢代宿柳屋源之助方で重くなり、そのまま宿泊、医師柿崎通丹の治療をうけ十日間滞留したが、本復の見通しなく、同月二十四日に、きんととめは同所を立、閏四月十三日に帰着した。一方、はんの病気が快復に向かうと、はるが閏四月二日

から病気になる、同月十三日に養生叶わず死去してしまった。

その後、柳屋源之助から「はん迎ニ参候様」という久太郎・吉五郎宛書状が、五月十一日に届いた。親類中では、「入料多時ハ偏成我々難儀仕」、つまり、養生代など出費が重なっては難儀と考え、同行に承り、「はる病死之書状ハ参着不仕旨可申」と、相手の動向に警戒しながら、「はん伯父松右衛門・はん兄長大夫」が十三日に立、同二十六日に源之助方へ参着した。ところが源之助方は、

地主ニテ大家と相見中々賤心配ニ及間敷、白地ニ五月十一日御状相届候ニ付、不取敢右御礼旁はん迎ニ参候と申述候処、遠方能参候と申、兩人病中ハはる病死ニ至迄長々之委細、医師中人参劑ニて手を尽候様子承り、はる死後別て入念候取計ニて、隣家之人々共四五人源之助ヘ之附合ニて、いづれも上下用葬送仕、源之助且那寺生蓮寺ハ遠方故法花寺ヘ葬、生蓮寺住持引導被致候由、仍之挨拶仕諸入用之員数承り候処、其義心扱ニ不及と申ニ付、金三歩指出候処、はる病中ニ源之助之隠居工風ニて、泊旅人ヘ志を貴置、其銀錢を金三歩ヘ差加ヘ、寺医師手伝人ヘ之謝礼相済呉、四十式文過仕候旨承申候、はん病中ニハ、はる源之助方之綿をくり、はん滞留中麦ニなし仕、奉公人同前ニ恩を可報心に働キ、家内懇に仕候、長大夫義ハ源之助ノ人を付、大庄屋元并所役人中隣家ヘ礼ニ為廻、猶又はん連帰候趣書附候よし、兩人無筆故認呉、爪印仕候、右之通源之助親子深切ニ致呉候ニ付、酒肴進度候ヘ共、不案内故、南籙式片包水引懸遣候処、受取呉候ニ付、同廿八日彼地立立仕、当月十二日罷帰申候段申出候（表3の一〇）と、不安な気持ではんを迎えに行つた長大夫らの心配ははづれ、病人

窓の世話から死後まで「手を尽」し、入用のことまで「工風」するなど、源之助親子はまことに「深切ニ致具」、はるやはんも「奉公人同前」に働き、その恩に報いていたのである。

一方、矢代宿の名主・年寄・問屋から江川浦平野丁御役人中宛書状が、別便で六月三日に届き、長大夫らの報告を聞いて、同月二十日、江川浦庄屋から矢代宿名主らへ礼状が送られている(表3の一〇)。

右の記事から、田辺領以外の地域でも、行旅難渡者に対して、暖かい心遣いがあったことを認めることができるのである。

2 田辺領からみた難渡者の実態

前節でふれたような行旅難渡者は、近世を通じてどのくらいの数にのぼったのであろうか。田辺領での難渡者の実数をさまざまな角度から考察することで、この問題に接近してみよう。^⑩

表1は、『田辺町大帳』、『田辺万代記』、『紀州田辺御用留』を素材にして、田辺領内で困難に遭遇した他藩領の難渡者の事例を年代順に並べた一覧表である。前節でとり上げたような多量の情報を簡潔な記述にしたため、個々の事例の内容は具体性を欠くが、全体の様子はある程度つかめるかと思う。旅人名欄の同行者中の括弧内は難渡者本人をさし、数字は年齢である。旅の目的欄は史料中の文言に多く従ったが、ほとんどが順礼である。備考欄は、スペースが少ないためかなり恣意的に記述し、必ずしも情報が一貫しているわけでもない。最後の欄に丸印があるものは、村送されたことをさす。表1から明らかのように、紀州藩田辺領では、村送が天明五(一七八五)年以降に開始されたことがわかる。^⑪なお、村送に関しては、次章以下で詳しく考察

する。

表2は、表1と同様の史料を素材にして、紀州藩の領民が自国内で困難に遭遇した事例を年代順に並べた一覧表である。つまり、田辺領の出身者が、田辺領外の紀州藩領で困難に直面したり、田辺領外の紀州藩の出身者が、田辺領内で困難に直面した事例を集めている。それ以外については表1と同様である。

表3は、表1と同様の史料を素材にして、紀州藩の領民が他藩領で困難に直面した事例を年代順に並べた一覧表である。田辺領出身者が多いが、田辺領を通過する際に問題がおこるなど、田辺領外の出身者の事例も若干みられる。なお、表1・2・3は、大部になるので、注記のあとに一括して掲載した。

さて、表4は、表1と表2のうち出身国が判明する分について、旧国名別にその件数をまとめたものである。旧国名で該当者がいないのは、安房、志摩、佐渡、河内、土佐、筑後、日向、薩摩、大隅、杵岐、対馬で、琉球や蝦夷も該当者がいない。薩摩藩や土佐藩のような大国に該当者がいないのは、両藩が領外への参詣を厳しく制限していたからと思われるが、この問題は別の機会に考えてみたい。注目されるのは、日本列島の北から南まで、該当件数に差はあるものの、ほとんどの地域出身者が田辺領で困難に遭遇しているという事実である。^⑫

ちなみに、紀州藩は、中世から多くの参詣者を集めた熊野三山を領内にもっていた。また、那智山青岸渡寺は、西国三十三所の第一番札所でもあった。そうした事情から、東国からの参詣者は、伊勢参宮のあと熊野へ廻り、中辺路を通過して田辺へ出、奈良や大坂などへ向かう場合が多かった。また西国からの参詣者は、大坂から田辺を通り、熊

表4 旧国名別難渋者件数一覧

	旧国名	件数	備考		旧国名	件数	備考		
東 山 道	陸奥	1		山	播磨	12			
	出羽	4			美作	2			
	陸中	2			備前	1			
	陸前	2			備中	4			
	磐城	4			備後	3			
	岩代	6			安芸	2			
	野下	6			周防	1			
	上野	5			長門	2			
	信濃	10							
	飛騨	4							
東 海 道	美濃	17	江戸12を含む	山 陰 道	丹波	3			
	近江	4			丹後	6			
	常陸	7			因幡	2			
	下総	2			伯耆	1			
	上総	2			出雲	10			
	安房	0			石見	4			
	武蔵	19			隠岐	1			
	相模	1			南海道	紀伊		73	他藩領での難渋者は除く
	甲斐	3				淡路		4	
	伊豆	1				阿波		3	
伊予	3	讃岐	6						
遠江	6	伊土	5						
三河	6		0						
尾張	10	西 海 道	筑前	3					
伊勢	8		筑後	0					
伊賀	12		豊前	1					
伊志摩	1		豊後	6					
	0		肥前	4					
			肥後	7					
			日向	0					
			薩摩・大隅	0					
北 海 道	越後	10			宍岐・対馬	0			
	佐渡	0			琉球	0			
	越中	6							
	能登	1							
畿 内	加賀	3	京都9を含む		蝦夷	0			
	越前	3							
	若狭	6							
	山城	12	大坂19を含む						
	大河	7							
	和泉	0							
	摂津	6							
	摂津	24							

但し、旧国名が判明する分のみ。

窓野をへて伊勢へ抜ける場合が多かった。つまり、いずれの場合も田辺領を通ることになったため、田辺領内での難渡者が多くなったのである。

ところで、どれくらいか、参詣者が田辺を通過していったのであろうか。詳しいことは不明だが、次の二つの史料からある程度推測することは可能である。

一つは、享保元（一七二六）年の『田辺町大帳』の記事で、「六月廿四日晚夕同廿九日晚迄、順礼田辺泊り之分四千七百七拾六人」とある。これは六日分なので、一日あたり七九六人となる。もう一つは、元文三（一七三八）年の『田辺町大帳』の記事で、「六月廿六日夜夕翌廿七日朝迄大風雨洪水」になったため、田辺城下に宿泊していた順礼七八人が海蔵寺・湊福寺・松雲寺に避難したという。つまり、右の二つの記事から、十八世紀前半の時点で、六月後半には、田辺城下に一日に七〇〇人強の順礼が宿泊していたことがわかるのである。

ただし、前者の記事の前に、「六月廿八日順礼大通＝候」とあるように、六月後半のこの時期は、順礼が例年最も多くなる頃で、六月以外の月に毎日七〇〇人も宿泊者があったとは思えない。しかし仮に、一日平均七〇〇人の順礼があったとすれば、一年に二五万五五〇〇人となる。一日平均三〇〇人とすれば、一年で一〇万九五〇〇人となるのである。

さて、右の記事は、十八世紀前半のことで、旅人の数がピークを迎える十九世紀前半に比べると、順礼総数はかなり下回っていたと考えられる。そうした点を考慮すれば、十八世紀後半から十九世紀前半の田辺城下には、少なくとも年間一〇万人前後の順礼が宿泊したと推定

できよう。

ちなみに、表1は、天和元（一六八一）年から慶応二（一八六六）年まで一八五年間分なので、年間平均一〇万人の順礼がいたとして、この間に一八五〇万人が田辺城下を通過していったことになる。おそらく少なく見積っても一千万人前後にはなるであろう。そう考えてみると、表1と表2の難渡者件数は四〇五件なので、順礼総数に占める難渡者件数の割合は、〇・〇〇四％強にすぎないことがわかる。決してあり得ない数字ではないことがわかるのである。

ところで、田辺領の石高は、ふつう三万八八〇〇石とされている^③。これに対して、近世の総石高は、一七〇〇年で三〇六三万石余、一八〇〇年で三七六五万石余と推定されている^④。つまり、一八〇〇年頃を基準にすれば、田辺領は日本全体のおよそ一〇〇〇分の一強の石高であったと推定できる。表1と表2の難渡者件数が四〇五件だから、非常に単純化して考えれば、十七世紀末から幕末までに、日本列島全体で四〇五〇〇〇件の難渡者件数があったことになる。先述した田辺領の位置から考えて、田辺地域での難渡者件数が比較的多いと仮定して、全国的にはその半分としても、約二〇万件を数えることになる。つまり、日本列島全体で一年平均一〇〇〇〇〇〇件強の難渡者救済が行なわれていたと推定できるのである^⑤。

以上、やや数字遊びの誹を免れないが、近世の社会のなかで、旅行難民がいかに多く生まれていたか、およその概略はつかめていただけたかと思うのである。

さて、表5は、表1・2・3について、一〇年毎の難渡者発生件数を一覧表にしたものである。天和元年からはじめたのは、難渡者の記

表5 10年毎難渡者件数一覧

		他国人難渡件数	自国での難渡件数	他国での難渡件数	合計
1	1681～1690 (天和1～元禄3)	17	1	0	18
2	1691～1700 (元禄4～元禄13)	11	0	2	13
3	1701～1710 (元禄14～宝永7)	4	1	0	5
4	1711～1720 (正徳1～享保5)	5	1	0	6
5	1721～1730 (享保6～享保15)	4	2	0	6
6	1731～1740 (享保16～元文5)	5	0	0	5
7	1741～1750 (寛保1～寛延3)	5	1	2 (1)	8 (1)
8	1751～1760 (宝暦1～宝暦10)	10	0	1 (1)	11 (1)
9	1761～1770 (宝暦11～明和7)	13	1	0	14
10	1771～1780 (明和8～安永9)	17	4	2	23
11	1781～1790 (天明1～寛政2)	22 (4)	4	2 (2)	28 (6)
12	1791～1800 (寛政3～寛政12)	20 (5)	2 (1)	1	23 (6)
13	1801～1810 (享和1～文化7)	51 (14)	7 (2)	2 (1)	60 (17)
14	1811～1820 (文化8～文政3)	54 (16)	8 (5)	4 (2)	66 (23)
15	1821～1830 (文政4～天保1)	31 (14)	7 (5)	6 (2)	44 (21)
16	1831～1840 (天保2～天保11)	37 (18)	19 (10)	5 (1)	61 (29)
17	1841～1850 (天保12～嘉永3)	14 (6)	4 (1)	1	19 (7)
18	1851～1860 (嘉永4～万延1)	9 (6)	6 (5)	3	18 (11)
19	1861～1870 (文久1～明治3)	3 (3)	5 (3)	1	9 (6)
	合計	332 (86)	73 (32)	32 (10)	437 (128)

但し、括弧内は村送件数。

事がこの年から始まっているからである。また、括弧内は村送されたものの件数である。

まず注目されるのは、天和元年から元禄三年の間に一八件が認められることである。とくに、幕府が宿からの半強制的遺棄の禁止と服薬を命じた元禄元年以前に、すでに一〇件の事例がみられることである。前稿ですでにふれたように、地域社会での難渡者対策は、幕府の元禄令とは関係なく、それぞれの地域で行なわれていたことがわかるのである。

その後、宝暦頃から少しづつ増加し、明和・天明期以降に急増している。幕府の明和令が大きな影響を与えていたことが推測できる。ただし、享和年間から文政の初めに突出しているのは、この時期、町年寄から町奉行所に提出された、難渡者の連泊以上の滞留願が、『田辺町大帳』にすべて記載されているからである。その後また、滞留願が一々記載されなくなるため件数自体は減少するが、おそらく天保末年までは難渡者件数に大差はなかったと推定できる。つまり、この時期の数字上の差は、帳面の記載様式の変化が原因と考えられるのである。やがて天保末年以降になると、社会的混乱が深まり、かつ諸藩での参詣規制が強まるなかで、順礼総数が減少していったのである。すなわち、寺社参詣の最盛期は、一八〇〇年前後から一八四〇年頃であったということができるのである。

表6は、表1・2・3について、年齢の判明する難渡者を取り上げ、〇歳から八九歳まで九分類にした一覧表である。〇歳から一九歳までと、五〇歳代や七〇歳以上がやや少ないが、全体としては年齢に関係なく困難に遭遇していることがわかる。また、六〇歳代が比較的

表6 年齢別難渋者一覽

		他 国 人 難 渋 者	自 国 での 難 渋 者	他 国 での 難 渋 者	
1	0才～9才	4	6	1	11
2	10～19	7	4	2	13
3	20～29	16	5	0	21
4	30～39	20	6	1	27
5	40～49	14	2	0	16
6	50～59	7	4	0	11
7	60～69	14	5	1	20
8	70～79	4	3	0	7
9	80～89	1	0	0	1

但し、史料に年齢記載がある分のみ。

事例で、よほどの事情がなければ帳面に記載されなかったからと推定できる。

また、性別が判明する分を整理すると、表1は、男性が二二二人、女性が八九人で、女性は男性の四〇%強、表2は、男性が五五人、女性が二四人で、女性は男性の四三%強、表3は、男性と女性とも一八人で同数である。この場合も表3が特殊で、一般的には女性は男性の

多いことは理解しやすいが、二〇歳代や三〇歳代が多い理由はつかみにくい。

青壮年期で旅立つ者の絶対数が多かったとも考えられるが、この年代は農作業などで中心的役割を担う層と考えられるので、旅立ちが本当に可能だったのか疑問に思われるからである。今後の課題にしておきたい。

なお、死去数は、表1で一三三人、総件数で割ると四〇%強、表2で三二人、総件数で割ると四三%強、表3で二三人、総件数で割ると七一%強になる。表3

が特に多いのは、他国での

四〇%強が困難に遭遇したようである。順礼の男女比が不明なので単純化はできないが、女性が困難に遭遇する割合は思っていたほどは多くないようである。

以上みてきたような近世の行旅難渋者の実態を念頭において、次章では、近世のパスポート体制がいかにして成立したかを考察していきたい。

二 パスポート体制の成立

1 幕府の元禄令と諸藩の対応

すでに述べたように、村送が紀州藩田辺領で開始されたのは天明五(一七八五)年頃のことである。これに対して、加賀藩では、幕府の元禄令をうけ若干の修正をしたものの、それ以前と同様に病人の「宿送」をつづけていた^⑥。例えば、加賀藩のそれまでの行旅難渋者対策を集約した宝永六(一七〇九)年八月十六日付算用場裁許状^⑦は、全二二条からなるが、そのうちの二ヶ条は次のとおりである。

一 御領国之内に而煩出候他国者、其所に指置為致養生、其処支配御郡奉行より国元江飛脚を以其品申遣、迎之者呼寄渡遣可被申候、迎之者不罷越内得快気、本国江罷越度旨願候へゞ、病氣之様子により足軽等指添遣可被申候、迎之者不罷越内致病死候はゞ、其段重而国本江飛脚を以可被申遣候、或は気分得与快、本国江罷越度旨願申者有之候はゞ、馬・駕籠之内望次第為乗遣可被申候、但此儀は病氣之様子に寄、見計了簡可有之候、乍然足坏痛有之、気分滞無之者は、国元迄馬銀被下、足軽等指添候に

者及不申候

一重き病人ニ而も、本国江早速罷帰度旨達而願候はゞ、駕籠に為乗、足輕指添遣可被申候

「足輕」が右の史料で「指添」えられたのは、加賀藩の東西に位置した高田藩と越前藩が、ともに「宿送」人の請取を拒否していたからであるが、加賀藩が幕府の元禄令をうけ、病人を「其所」で「養生」させた後、病人が病中でも本人が希望すれば、「宿送」をつづけていたことがわかる。では、紀州藩では何故天明五年頃まで村送を行なわなかったのであろうか。まずこの問題から考えてみよう。

『田辺町大帳』は、元禄二(一六八九)年の条に、「五月廿七日、高木伊勢守様より参候旅人病人之御書付相触候様ニと被仰付、丁々江申渡候御触状別帳ニ有之」とあり、そのあと次の「御書付」を掲載している。

一道中ニて拙者支配之所々ニてハ、病人有之候ても一円相送不申候、何国之旅人ニても煩出候節ハ其所ニて遂養生、病人快氣、独旅行可成程ニ候へハ、病人方ハ証文取置、病人之心次第所を為致発足候、其節人を付為送義ハ不仕候

一病人有之候へハ随分致養育、五日十日之内ハ見合、夫過候へハ旅人国所諸親類承書付、其所ノ宿次を以拙者方へ申越候ニ付、病人之地頭或ハ支配へ相届、其親類共江病人を迎ニ参、病氣輕重ニ仍て引取候様、只今迄仕来候

右之通拙者支配所ニて兼て申付置候、尤前方病人有之候へハ宿送ニ仕候へ共、前々も送り者有之、紛敷義とも有之ニ付、透と為送不申候、御家中御内意之御書附を見申、右之通ニ拙者支配

所へ申付候大法為御心得書付進候、以上

巳五月十一日

高木伊勢守

右之通和歌山ニて御奉行所ノ御屋敷へ参候由、同月廿六日参、則廿七日申渡候

すなわち、当時大目付で道中奉行を兼任していた高木守勝は、紀州藩からの問合せに対して、従来は「病人」を「宿送」にしてきたが、「紛敷義」、つまり、元禄令が禁止した半強制的な遺棄とまぎらわしい事例があるため、今後は「透と為送不申候」と、一切「宿送」をしない旨返答したのである。

紀州藩では、右の「御書付」をうけ、同年六月二十二日に、次のような措置を決定した。

一相煩候他国之旅人、他領より此方へ送り参候はゞ、請取養生為致可申候、送戻し申間敷候、尤其者諸親類之名慥に聞届、送り参候者之方より、何国之旅人煩候に付送参候と判形之一札取可申候、国元知れ不申候者にても請取候て、其趣之判形取可申候一送り参候者に可申聞は、惣て旅人宿送りに不仕筈に候得共、送りにて越候間受取申候、此方にて養生為致、国所へ戻し申にて可有之候由可申候、国所知れ不申者に候はゞ、此方にて養生為致、気色能も無之候はゞ、其品御役所へ相届申にて可有之と可申聞候、右之通致挨拶候上にて、彼病人此方へ渡不申、召れ可^(連)帰と申候はゞ、此方より可申は、右に申通、請取申間敷と申儀にては曾て無之候、不渡申召れ被帰候段は心次第に候由申、右之品も手形取可申候、手形仕間敷と達て申候はゞ、其通に致、送り参候者之名慥に承、右之趣記置可申候

窓 元禄二年巳六月二十二日

つまり、紀州藩は、高木守勝が幕府の元禄令に抵触することを恐れて、病人を「一円相送不申」と回答したのである。この方針がその後も守宿送りに不仕筈」の方針を決定したのである。この方針がその後も守られつづけたことは、次の事例から確認できる。

九月三日被仰出候趣

田辺町伝馬庄屋

当四月奥熊野大泊村之者之由ニ而忠右衛門と申病人ヲあんだに乘せ、羽州鶴カ岡々宿送ニ致、名草郡山口町江送参候付、山口町々村送ニ送り出シ、段々送参候故、其方共村送ニ致候由ニ候、右病人ヲ村送ニ不致筈との儀兼而御定出有之処、右之致方御定ヲ背候段不届候、仍之過料三百文宛申付候

(表3の四)

右の事例は、元文六(一七四一)年四月、奥熊野大泊村の忠右衛門が、病気のため出羽国鶴岡から「宿送」されて紀州に至り、「名草郡山口町」(山口番所のこと)からさらに紀州藩領を「村送」で在所まで送られたことに対して、六月になって藩役所から吟味をうけ、伝馬庄屋が処罰されたものである。田辺町伝馬庄屋七郎右衛門は、吟味の過程で次のような弁明をしている。

右奥熊野大泊リ村忠右衛門と申者之由、病人ニ而去ル四月十五日暮方、南部伝馬所々送参候而、同夜当所ニ一宿仕候、尤国々所々送り書相添、猶又御国之内茂新内庄屋藤八送り状相添、内原村伝馬所清吉宛ニ而送り出シ、夫々順々送り状相添参候ニ付、田辺伝馬所之儀も右之通ニ送り状相添、翌十六日上三栖村伝馬所へ指送遣申候

(表3の四)

つまり、忠右衛門が、「国々所々送り書」をもち、かつ、「新内庄屋藤八」の「内原村伝馬所清吉宛」「送り状」をもっていたため、先行の通り「送り状相添」「上三栖村伝馬所へ指送」ったと主張したのである。右の記事から、この頃には、出羽国から紀州に至る「宿送」が可能になっていたことがわかるのである。

しかし、七郎右衛門の弁明にもかかわらず、「病人を村送ニ不致筈之御定」を理由に却下され、結局七郎右衛門は、「うかと奉存村送ニ仕候段不調法千万可申上様無御座候」(表3の四)との「口上」を提出し、先の処罰をうけることになったのである。右の事例は、紀州藩が、元禄二年に病人の「宿送」を禁止してから約半世紀たち、その趣旨が不徹底になった時点で、もう一度元禄二年の法令の徹底をはかったものと位置づけることができるのである。

ところで、紀州藩が病人の「宿送」を禁止したのに対して、加賀藩は元禄令以後も「宿送」を継続していた。こうした相違はなぜ生じたのであろうか。次にこの点を考えてみる。

加賀藩算用場の山村市十郎から郡奉行衆へあてた元禄三年九月二日付用状^②、高木守勝が加賀藩に「仰渡」した趣旨が次のように記されている。

昨日御用之義候而致登城候得者、御用番伊勢守殿被仰渡候者、宿々上下々之送りもの有之時分ハ早々為受取可申候、若先宿ニ而受取間敷与申候ハ、不及詮義即時連戻、其以後分立可申候、縦病氣重キ者ニ而も加賀守領分ニ而者かやうの者受取、別而介抱仕候様ニとの申付旨候而、請取申義猶以宜候旨、宿々ニ而病人随分介抱為致可申候

右の「仰渡」から、高木守勝が加賀藩に対して、元禄令の趣旨にそい、半強制的な遺棄をせず、病人の「介抱」に努めるべきことを要請していたことがわかる。しかし、この「仰渡」には、守勝が紀州藩に對して、「道中ニて拙者支配之所々ニてハ、病人有之候ても一円相送不申候」と回答した趣旨の箇所はみあたらない。加賀藩への指示は、紀州藩に回答した「書付」の翌年のことであり、守勝が「宿送」そのものを否定していたのであれば、当然加賀藩に對しても「宿送」を慎しむように「仰渡」したはずであり、加賀藩がこの部分を見無視して「宿送」を継続したことになる。はたして真相はどうなのであろうか。岡山藩をとりあげてさらに考察してみよう。

岡山藩は、幕府の元禄令が出る二カ月前の元禄元年七月に次のような法令を出している。^②

他国より送り者参候刻、其者の在所落着を慥ニ承届候て請取遣可申候、若相煩候は其村に留置看病仕、早々在所へ申遣、人を呼寄見せ候て、其上ニて送遣可申候、尤其時至て御郡奉行中迄相伺可申候

元禄令以前、すでに「他国より送り者」にどう対処するかが問題になつており、病人の場合は「留置」いたうえで、本人の「在所」に問ひ合せ、「御郡奉行中」に伺つたうえで、迎えをまつて「送遣」すことになっていたことがわかるのである。

その後、幕府の元禄令が出た後、元禄三年正月に、郡方から次のような伺書が出された。^③

御郡方にて往還筋は不及申何方ニても、旅人又は乞食非人ニ寄ラス何者にては煩申敷、手足疼痛歩キ申義難成体ニ相見へ申者は、

見届次第其所より裁判仕、村へ引受育、病人之分は医者を附養生いたし、本国在所知レ申分は付届仕候様ニ被仰付候、就夫病氣無御座、当分少足など痛候て、駕籠にて成とも送呉候様ニ申共、其分自分ニ歩き戻り申事不成内は、兎角送り不申、村に指置候て、在所知レ次第、其国々へ付届いたさせ可申哉、兼て左様之訳定り居申趣を、村々名主共へも申聞せ置度奉存、窺候得は、御評定にて伺之通相極

前半は、幕府の元禄令の趣旨を述べたもので、伺書の要点は、「少足など痛候て、駕籠にて成とも送呉候様ニ申」す難渋者があつた場合の対応である。元禄令はこの点が不明確で、「村々名主共」へ対応を徹底させるために確認が必要だつたことがわかる。そして、「自分ニ歩き戻り申事不成内は兎角送り不申、村に指置」くことが、伺の通り「御評定」で決定されている。つまり、「御評定」での決定は、すでに述べた高木守勝の意向と一致していたことがわかるのである。^④

だが、宝永三（一七〇六）年に、岡山藩大坂留守居役谷田弥三郎から「小仕置宛」に次のような内容の用状が出されている。^⑤すなわち、大坂玉手町の庄左衛門という人物が「筑前へ下り」、途中病氣のため「青駄にのせ、宿送り」で帰国中、岡山藩領備中国西郡村で死去したため、郡奉行から谷田へ連絡が入り、僉議して身許を確認し、大坂町奉行所へ「口上書」を持参して「埒明」けたことを述べ、今後、こうした事例があつた場合の対応策について三ヶ条にわたって記したあと、次のように献策した。

一西国方より送来候病人、願クハ存命ノ内ニ他領へ送遣候様ニ被仰付義ハ成不申候哉、他国の模様承合せ候処ニ、随分早く他領

へ送り届申趣ニ聞へ申候、御慈悲之上ニて御領内ニ止宿被仰付候ても、自然其者公儀の御法度背申者歟、又はいかやうとて故有者にて御座候得は、御慈悲却て御為にあしく可有御座哉と乍憚奉存候

一四国辺にては、宿送り病人受取不申御家も有之様に承及候、自然播州にて、前々より宿送り病人請取不申候へ、其趣私方へ可被仰下候、爰元にて承合見可申候

すなわち、「西国方より送来候病人」の対応策をめぐって自説を述べ、「他国」では、すぐさま「他領へ送り届」けたり、「四国」では、「宿送り病人」を受取らない「御家」もあると述べ、將軍綱吉がまだ存命中であったにもかかわらず、「御慈悲却て御為にあし」き場合もあるとまで主張して、「存命ノ内ニ他領へ送遣」すか、「宿送り病人」を受取らないようにすることを要望しているのである。右の献策がその後どうなったかは現在のところ不明である。しかし、山陽道筋や四国では、少なくとも現実に「宿送」が行われたり、「宿送り病人」そのものの請取拒否が行われていたことがわかるのである。

以上の検討から、元禄令に絶えずつきまとう「紛敷義」、つまり、半強制的か本人の意志かの判断が難しい事態に対して、紀州藩や岡山藩は、「宿送」しないことで対応し、他方、加賀藩は十分な援助体制を組むことで、本人の意向を尊重した対応をとり、また西国諸藩は、「存命」中にすぐさま「他領」へ送ったり、「病人」の請取そのものを拒否するといった対応をとっていたことがわかるのである。すなわち、高木守勝の「一円相送不申」といった対応が、すべての地域で行われていたわけではなかったのである。従って、旅人の難渡者対策

は、幕府の元禄令を契機に一つの方向性がきまったのではなく、諸藩によってそれぞれ異なった対応がとられていたことに注意しなければならぬのである。^②

なお、すでにふれたように、忠右衛門が元文六年に出羽国鶴岡から紀州まで「宿送」された事実は、「宿送」がこの頃までに一般化されつつあったことを示している。そこで次に、「村送」が紀州藩田辺領で開始される天明五年までの時期に、紀州藩田辺領ではどのような問題が生じていたかを考えてみよう。

2 田辺領での村送開始に至る事情

さて、宝暦三（一七五三）年四月、田辺領伊作田村の次郎平娘やや（一八歳）は、同村の女達と「西国」へ「乞食順礼」に出かけ、播州加藤郡青野新田高岡村で疱瘡を煩い、「十日斗」の「養生」の後に快復し、「通シ駕」で国元まで送られてきた。帰国後、庄屋宇八がややの口上を書留め郡方役所に上申した「覚」によれば、高岡村での処遇が全十二ヶ条にわたって詳しく書き上げられている。すなわち、高岡村では、医者に加療や村役人の世話をうけず、「あら頭衆」と呼ばれる「近所五人之衆」の世話をうけたことや、彼地は「御代官萩原藤七」支配の幕領で、「御役人衆御見廻」もなく、村役人に「内々」で田辺に送られたことなどがわかるのである（表3の五）。

また、四月二十九日に帰国した、ややの道連五人の「口上」によれば、「駕賃前銀へ、田辺之衆通り合、銀拾匁余被下候、其外和歌山之衆同国之者として御立寄被下候て、宍人前老奴程ヅ、被下候、前後貳拾三匁七分御座候故、駕賃ニ遣シ申候、猶又路銀も順礼衆ニ貫候内ニて

持せ、田辺へ帰シ申候」とあり、「駕賃」などの道中費用が、田辺や和歌山の同郷人や順礼衆の喜捨で調達されたことがわかる。すなわち、幕領の代官支配地で十分な救済体制が整っていないなかで、「宿主」や「あら頭衆」と呼ばれた「近所五人之衆」の世話で何とか帰国できた様子がわかるのである。他方、庄屋字八の「覚」に、「所御役人衆御世話ニ相成候哉」とあることから、領主が他地域の事情をかなり気にしていたこともわかるのである。

例えば、同年四月、三人の女順礼が播州神東郡東川鍋村から湊村に到着したが、そのうちの一人りつ（二七歳）が疱瘡を煩っていたため、湯峰から「外順礼衆ニおわれ」てやっとたどりつき、湊村で「小屋掛」養生することになった（表1の五五）。その際、湊村庄屋善七は、順礼在所の城下の広狭、三人の親や兄弟の名前、大庄屋の名前、領主の名前（姫路城主酒井雅楽頭）などを尋ねて領主に報告し、さらに、

他国者ニ御座候へば、粗抹ニも相見如何敷候間、奇麗ニ仮家を建入替候様被為仰付候ニ付、御意之趣奉畏、仕替旅人移らせ申候と報告している。領主が「粗抹ニも相見如何敷」と他国の外聞に相当気を使っている様子が実によくわかるのである。

さて、紀州藩は、元禄令以降、「病人ヲ村送ニ不致筈」と、村送を禁止してきたが、次にみるような事件の増加とともに、村送を認めざるをえなくなっていく。

すなわち、濃州恵那郡尾州領付知村の六右衛門・よの夫婦と為吉夫婦の四人は、ともに西国順礼に旅立ったが、安永七（一七七八）年二月に、六右衛門夫婦が疱瘡にかかり、同月二日、下長町松原屋伊兵衛

方に一宿した。そして、翌朝駕籠で南部へ向かったが、「宿も駕も」なかったため、「駕之衆を頼乗帰」り、伊兵衛方で医者加療を受けることになった。しかし、「六右衛門式拾八歳ニ罷成、難痘」のため、八日に死去してしまった。検死のあと、役人が「心懸り成義無之哉」と、残りの三人に尋ね、「少も心懸り成義ハ無御座候、御当地宿之義ハ不及申、御役人様御苦勞ニ罷成忝仕合奉存候（略）御当地へ対何等申分無御座候」との返答をうけて、「往来一札別紙写」をとり、浄行寺に「土葬」した。

右の結果、これで一件落着かと思われたが、同月二十二日、御支配方から大年寄玉置喜平次が呼び出され、「此間之濃州疱瘡病人、十一日南部迄参候義、一兩日も滞留いたし養生致度処、何分出立致候様ニ進メられ候由、宿伊兵へ并駕之者年寄共書附申付候様ニ」と申付られた。

伊兵衛は、右の御尋に対して、「右順礼病人段々快候ニ付出立仕度、長旅ゆへ一日成とも早参、高野辺ニ縁類も御座候へハ、右へ尋寄度よし申候へとも、滞留致度と申義承り候者無御座候」と返答した。また「駕之者兩人」も、「宿々ニ左様成咄曾而承不仕候」と返答している。しかし、在方の『田辺万代記』に、「先比下長町々出立之病人、むりニ出立為致候様ニ、南部ニて同行申候よし」（表1の九〇）と記されているように、六右衛門の「同行」が「むりニ出立」させたといっているという噂が広がっていたのである。

右のような見解の相違がなぜ生じたのだろうか。次の史料がこの間の事情を物語ってくれる（表1の九〇）。すなわち、御支配から、

在辺々疱瘡人宿頼出候へ、指支無之様通之候様、此間当所へ宿

頼候筋有之候へとも、宿無之南部ニ而相煩候由、疱瘡人ハ御上ニ
も至極御大切ニ被為思召候旨被仰聞候

と詰問されたのに対して、玉置喜平次は、

此義ハ被仰付候通参不申候、たとへ礼物亘數節ニ而も、近所ニ生
子有之候へハ、遠慮ニ而宿かし不申候、第一其所を持出候義甚疎
略之様ニ奉存候

と返答している。六右衛門が病死したのは、南部まで行きながら、そ
こで宿泊場所をみつけれなかったからであった。なぜかといえは、
疱瘡にかかった病人は、たとえ「礼物」がよくとも、近所に「生子」
がいる場合、村人が遠慮して、誰も「宿かし」してくれなかったから
なのである。そのため、結果的に「むりに出立」させたような誤解を
招くことになったのである。この後、「町近所へ疱瘡病人連参、宿等
賃候様頼候へ、相對ニテ賃遣可申候、町御奉行所郡方同様御通」と
通達されており、領主側が在方の実情を十分に把握できていなかった
ことがわかるのである。

ところで、すでに明和四（一七六七）年十二月には、幕府から、

通り掛相煩候旅人も、其所之役人立合、医師を掛療養を加、勿論
懐中ニ往来手形有之候哉相糺、御料ハ御代官、私領ハ領主地頭江
致注進、右病人早速快氣無之趣ニ而、在所江帰度候得共、路用貯
無之間送届呉候様申候へ、書付取之、其最寄支配之役所有之候
ハ、訴之、差図を受、又者支配之役所無之場所へ、其旨致注進
置、所役人共得と遂相談、右病人願之趣認相添、次村江駕籠ニ而
送、夫より次之村々ニ而も、病人之様子次第服薬為致、同様取
計、在所江可返遣候

と、病中であっても、病人が自分の意志で強く望めば、無料で国元ま
で送り帰す、村送を認める法令が出されている。^④

右の明和令は、元禄令や享保令と違い、多くの諸藩で書き留められ
ており、村送が明和令の発令を機に多くの諸藩で実施されるようにな
っていた。^⑤ そうした現実的な事態に加え、先の六右衛門のような外聞
の悪い事件が重なるなかで、紀州藩も「病人ヲ村送りニ不致筈」とい
う「御定」を撤回せざるえなくなったと考えることができるのであ
る。

さて、田辺領からの村送は、天明五（一七八五）年八月の次の事例
が初見である。（表1の一〇一）

覚

一豊後国竹田領大野郡堺地村台七と申者、当月廿一日当村往還端
ニ病氣付罷在候ニ付、様子相尋候処、廻国を望、去十二月国元
出立、所々相廻熊野路へ参候処、痛所出来、老年故歩行ハ甚難
渋故、何とぞ村送ニて早々国元へ帰り申様相願申ニ付、当地役
所へ相達候処、送り遣候様被申付候間、村方出立為致候、宿々
村々以御憐愍御送り届被遣候様致度候、病人路銭無之候間、御
心付をも被成遣無滞帰村仕候様致度奉存候、以上

天明五年巳八月廿九日

安藤帶刀領分
紀伊國半妻郡田辺之庄
田辺組西ノ谷村軒煎
同村庄屋
平

忠左衛門

諸御国

宿々御役人衆中様
村々御役人衆中様

右廿八日御達相濟、則下書御覽之上出申候、往来一札所持有

之、写取相渡ス

先の明和令にある通り、本人の意志確認と領主の承認を書き記した「覚」(送り状、送り一札などともいう)で、明和令に「病人願之趣認相添」とあるように、病人に渡した添状である。なお、身許確認が「往来一札」(往来手形ともいう)で行われ、写しを取ったうえで本紙は本人に返していることがわかるのである。

ついで、翌天明六年に二件の村送が表1から確認でき、さらに寛政元(一七八九)年五月には、『田辺方代記』に「十一日、下長町宿屋文助にて、尾州順礼四人之内老人病氣ニ付、村送りニ願出、跡方之通取斗申候」と記されている。天明五年の四年後には、すでに「跡方之通」と、村送が先例になっていることがわかる。すなわち、紀州藩田辺領では、天明五年頃には村送が開始されたと推定できるのである。

3 往来手形をめぐる

ところで、田辺領における天明五年の村送では、「往来一札」が身許確認のため活用されていた。ひるがえって、すでにふれた岡山藩の大坂留守居の用状に、「御慈悲之上にて御領内ニ止宿被仰付候ても、自然其者公儀の御法度背申者歟、又はいかやうとて故有者にて御座候得は、御慈悲却て御為にあしく可有御座哉」とあったように、領主にとって旅人の身許確認はつねに重大な関心事でもあった。往来手形への関心はそうした事情から深まっていたことがわかる。そこで次に、往来手形が田辺領で活用されていく過程をみていく。

さて、幕府の享保二十(一七三五)年令に、

道心者躰、廻国之類倒死之時、怪敷儀も無之、懐中ニ、何国ニ而

相果候共其所ニ葬候様ニ、本寺触頭、其在所之寺院、或ハ親類等之儘成書付有之候ハ、前々之通、在所江弥相届候ニ不及、其所江取置可申事

とある。右の史料に「何国ニ而相果候共其所ニ葬候様ニ」とある部分は、例えば、鳥取藩の「在方諸事控」天保十四(一八四三)年七月二十六日条に、「是迄寺院より差出し候手形、捨往来と唱、文言之内、若病死等致し候共、此方え付届不及杯と相認候向も有之様相聞候」とあるうちの「若病死等致し候共、此方え付届不及」とある部分と同趣旨であることがわかる。つまり、右のような文言がある手形を「捨往来」と呼んでいたことがわかるのである。

右の「捨往来」がいつ頃成立するか今のところ不明だが、次の享保二(一七一七)年の史料が一つの手がかりになる(表1の三七)。

十月二日、北新町抹茶屋次郎右衛門と申者、常々報酬宿仕候処、和州添下郡小泉村之僧租関(省脱カ)と申泊り候処ニ、九月末ハ煩出シ、十月二日相果申候由申出ルニ付、為御改役人立合候処、此僧病中

ニ、国元江飛脚遣し可申哉と申候へ共、何方ニ而死候而も国元付届入不申候由申ニ付、一札為致置候由、則次郎右衛門へも書付為致、禅宗之由海蔵寺へ取置申候事

すなわち、病死した租関が、「何方ニ而死候而も国元付届入不申候」と口頭で答えたというのである。おそらく、元来は慣行的に口頭で語られていたのが、やがて僧侶の往来手形の中に書き加えられるようになっていったと考えられるのである。

では、一般の旅人が携帯する往来手形は、いつ頃から始まったのだろうか。現在確認できる最も古い往来手形を次に示す。

往来手形之事

一此者丹波福知山堀村三平と申ものニ而御座候、此度西国三拾三所願礼ニ罷出、万一何国何方ニ相果申候とも、其所之御じひニ如何様ニもかけをうて可被下候、後々少シも構無御座候
 尤宗旨之儀ハ代々禅宗ニ而、当村円浄寺旦那紛無御座候、則寺手形別紙有之候、為後日往来手形仍如件

享保拾乙巳年八月八日

丹波天田郡堀村庄
横山孫右衛門印
書印共

国々御番所様
 所々御役人衆様

右の史料で特に注目されるのは、「万一何国何方ニ相果申候とも」とある箇所で、「捨往来」に近い往来手形であったことがわかるからである。しかし、死去時の処理については言及されているが、後に定式化されるような、途中での困難遭遇における救援要請の文言はみられないのである。右の事実から、おそらく享保年間には、死去時の埋葬要請をもつ往来手形が、僧侶だけでなく一般の旅人も携帯するようになっていたことがわかるのである。

さて田辺領では、享保十年八月に、大坂の者が「大坂池田村禅宗明悟院之宗旨往来手形」(表1の三九)を所持した例や、元文三(一七三八)年六月に、因幡国鳥取二階町三丁目順礼勘右衛門が、「法花宗同所妙玄寺旦那之由寺手形」(表1の四五)を所持した例がみえ、さらに、宝暦元(一七五一)年六月には、「仮橋之下ニ癩病と相見へ年之程三拾計之男乞食老人相果」ていた際、検死にあたった役人が、「往来其外書付之物者無之哉」(表1の五二)と尋ねている。また、宝暦九年四月に、備後国の順礼音八母が死去し、同行が「当地ニ而土

葬」を望んだのに対して、「勝手次第」と許可したうえで、「勿論音八母往来一札并寺手形、私共方へ取置申候」と、下長町年寄伝兵衛が「口上書」に記している(表1の五九)。後日の証拠に「取置」いたのである。右の四つの事例から、十八世紀半ばには、往来手形が身許証明書として田辺領で重視されていたことがわかるのである。ちなみに、田辺領で出された往来手形は、『田辺万代記』に載る次の史料が初見である。

一紀州牟婁郡田辺本町千鰯屋市郎兵衛、同上長町浜屋源七并下人
 式人共、宗旨ハ何レも浄土宗田辺浄恩寺旦那ニて御座候、国々所々参詣ニ罷立申候、病氣又ハ及難儀候節ハ、其御所ニて御世話可被下候、勿論番所等無相違御通可被下候、証文仍如件

宝暦六年子三月十五日

紀州牟婁郡田辺大庄屋
田所弥三左衛門

国々所々

御番所御役人衆中

すなわち、田辺城下から参詣目的で旅立つ町民に対して出されたもので、病氣等の「難儀」に対して、救済要請がすでに盛り込まれていること、「証文」が田辺城下の大年寄ではなく、田辺組大庄屋田所氏の名で出されていることが特色である。ただし、死去時の処置や証文の期限は特に書きこまれていない。いづれにしても、往来手形が身許証明書として重視されるようになった段階で、一般の参詣者用往来手形が、田辺領でも発行されるようになったことがわかるのである。

ところで、幕府がこの段階に往来手形に言及した史料は、今のところ見い出せない。幕府が往来手形に言及した史料は、ようやく天保一四(一八四三)年三月になって出された、いわゆる人別改の法令のな

かである。^⑧

廻国修行六部順礼等ニ罷出候もの、是迄者村役人共或ハ菩提所寺院相對之上、往来手形請取候由ニ候処、以来者、村役人共より御代官領主地頭江願出、前書之振合を以、許状相渡可申事

すなわち、従来は、「往来手形」が「村役人」か「菩提所寺院」と申請者との「相對」で出されていたのに対して、今後は、「村役人共より御代官領主地頭」に願い出たあと、往来手形を発行するようにせよというのである。

右の意向をうけて、鳥取藩では、同年七月二十六日、次のように郡々に触れ出した。^⑨

尤無抛要用等有之、他国え罷越し滞留致し、又は神社仏閣為參詣罷出候節ハ、其段相願、御聞届之上、右願書え御郡奉行奥書致し候間、右願書并寺手形所持可罷出候、以来は右手形之儀宗旨庄屋より旦那寺え懸合、右受取可相渡、右ニ付手形文言之儀も、此方え付届不及採と申儀は不相成旨、寺院え被仰渡候間、左様可被相心得候

すなわち、郡奉行が參詣希望者などの願書に「奥書」したうえで、宗旨庄屋が旦那寺と「懸合」うことになったのである。

幕府の先の指示は、人返し令のなかで、人別把握の必要性から生じたもので、必ずしも行旅難渡者に関わって出されたわけではない。しかし、当時、偽往来手形と思われるものがかなり出回っていたことを考えれば、右の指示によって、往来手形の身許証明書としての信頼度がある程度高まったことは事実である。同時にまた、幕府がようやく天保段階になって往来手形に一定の規制をしたことから、明和令にみ

える往来手形の文言は、地域社会の慣行を前提にして付加されたにすぎないことがわかるのである。ともあれ、近世のパスポート体制は、天保段階に一層整備されることになったのである。

三 パスポート体制の整備と終焉

1 田辺領での村送体制の整備

田辺領では、行旅難渡者の村送が天明五年頃に始まった。まず、村送の手続について述べておく。

例えば、町であれば、難渡者が宿主に願い出、宿主から町年寄、町年寄から大年寄に届けられ、さらに大年寄から町奉行所に上申された。そして、町奉行所の判断が大年寄に通達されると、担当の大年寄の指示で人足の手配など実務がととのえられ、村送の実現となる仕組みであった。村の場合、町年寄を庄屋、大年寄を大庄屋に置きかえればよい。しかし、村送が順調に行われるためには、さまざまな問題が生じている。そこで、村送がシステムとして整備されていく過程を次に具体的に考えていく。

さて、寛政七（一七九五）年四月に次のような記事がみえる（表1の一一六）。

下長町へ止宿致候但馬順礼、痛所にて国元迄村送ニ願出、喜市達、右之段西ノ谷村へ為心得置具候様跡方之通申来通ル、天明六年江川川送り出候例にて、下長町年寄之添書にて送出、西ノ谷村庄屋継状貫、下長町人足芳養へ持来り候、西ノ谷より人足ハ出不申候、町ニ添書扣へ有

すなわち、但馬の順札が「痛所」のため村送を願ひ出、担当の大年寄玉置喜市が村送の実現のため差配したことがわかるのである。

さて、「天明六年江川送り出候例」とあるが、天明六年の村送は次の二件である。まず一件は、美濃国の甚蔵親子が江川で歩行困難になり村送されたもので、二月六日付の「覚」（江川村庄屋・年寄差出の送り状）奥書に、「右町御奉行所へ相違候上取計遣ス、尤往来手形・寺請とも写取、本紙ハ遣」とある（表一の一〇二）。もう一件は、筑前の順札とらが北新町で病氣になり村送されたもので、『田辺町大帳』に、「右廿日願済、送一札相添、西ノ谷村へ継出、人足は下はや迄遣し申候」とみえる。また『田辺万代記』には、「北新町ニ煩候筑前順札村送りニ願出、御達相済送り出、委細町帳ニ有、尤人足ハ町ヨリはや下村へ遣、送り状ハ西ノ谷村庄屋書添為致候」とある（表一の一〇四）。

寛政七年の記事は、江川の事例のみでは意味がよくわからないが、同年の北新町の事例を参考にすれば、村送の実態をよく示していることがわかる。すなわち、玉置喜市は、天明六年の先例をふまえて、下長町年寄の「添書」（送り状）を順札に渡し、下長町の人足を使って「芳養」まで送り、かつ途中西ノ谷村で「庄屋継状」を順札に「貫」っているのである。

しかし、天明六年の二件の場合、江川庄屋らの送り状と北新町年寄の送り状とは、記載形式がかなり相違していた。そのため、送り状の形式を整える必要が生じたためか、早くも寛政十一（一七九九）年には、『田辺万代記』に次のような送り状の文書が雛型として掲載されることになる。

一旅人村送り、自今左之通之模様ニ致候様御通し、尤不送出内断出候様、其内送り出候上ニても、品ニ断出候様ニとの事

送り状

此度播州加本郡永井村兵右衛門と申者、同行四人連ニて西国順札いたし候処、熊野路ニて足痛指差候ニ付、同行之者先達て相別、為養生者人相残保養致候得ども、尔々無御座兎角乍相惱当村迄罷越候処、次第痛強一向歩行難出来甚難儀致候、然共気力儘ニて、早々国元へ罷帰度候間、何卒村継を以送り呉候様願候ニ付、其品申達送り出申候、宿々村々御憐愍を以御送届被遣候様致度候、尤路銀貯無体ニ相見候ニ付、御心付被遣無滞帰村仕候様仕度候、以上

未四月幾日

安藤藩刀領分
紀伊国日高郡田辺
山内村庄屋
文 助印

諸国国

宿々村々

御役人衆中

つまり、難波者が「気力儘」で、強く帰国を願っていることを明記させようとしたのである。元禄令の半強制的な宿送の禁止を強く意識していたことがわかるのである。

右の点は、弘化三（一八四五）年七月に、越中国日奈田村久八を村送にする際、大庄屋田所左衛次が代官所から次のように申付られていることからも裏づけられる（表一の三一四）。

先刻達出有之候送り出候者、御聞済ニ候間、其旨早々取計候様可相通候、猶又送り状文言之内ニ、気力ハ儘ニ御座候と申儀ハ無之

候、届状へも送り状へも書入差出し可申候

領主への「届状」と難渋者に渡す「送り状」の両方に必ず「氣力ハ儘ニ」の文言を加えるようにしたのである。こうした通達が出されたのは、右の文言が年月を経て記入されなくなったからであろうが、領主がこの点を最も重視していたことがわかるのである。

さて、送り状の雛型が出て、村送は順調にいくかにみえたが、必ずしもそうではなかった。文化元（一八〇四）年三月に、中風体で「せいろふ体の釣籠拵乗せ送候」七〇歳程の三州順礼助七が、黒江から送り戻されてきた。事情を聞くと、「村々送り書并大庄屋所印形」がなかったからという。そのため、下長町年寄彦右衛門は、前とは別の次のような添状を渡して送り出した（表1の一六一）。

此三州順礼助七と申者、先月廿三日御達相濟、当町々送り出候処、黒江々送戻され候由、順礼申口ニ候得共、尔々相知不申候ニ付、又々送遣候、若又子細御座候へ、其所ニ順礼留メ置、以書状御申越可被成候、此上無子細送り者御受無之候へ、其前之村々訳御糺被下度候、此間之通無子細御送戻候へ、支配方へ相達可申候、為其村々御付書乍御面御認メ御指送り可被成候助七が送り戻された事情がよくわからなかったため、途中の村々に「付書」の「認メ」を依頼し、再度送り戻された場合は、「御支配方へ相達」とも書き込んでいる。そして、大庄屋と大年寄が相談して、次のように取りきめている。

町表ニ旅人煩候て 国元へ送り出へ、自今西ノ谷村庄屋之添書を取、町人足ニて芳養へ送り出候筈、東なれば湊庄屋之添書を取、下丸へ送り出候筈、大年寄中と申談極申候

田辺から北へ和歌山に向かう場合は、西ノ谷村庄屋の添書を取り、東へ中辺路に向かう場合は、湊村の添書をとることにしたことがわかるのである。だが、その後も送り戻しが続いたらしく、文化三年三月、京二条新麩屋町并筒屋惣兵衛女房ふさを村送するにあたって、次のような文言を書き加えている（表1の一七〇）。

右御達申上候処、御聞届相濟候へども、村ニ送戻候筋も有之由、別ニ添状認病人ニ為持、若送戻申所ニてへ、其状見せ候様可遣との御事

すなわち、村送しても、「村ニ送戻」す場合があるから、「別ニ添状」を持たせ、もし「送戻申所」があれば、この「添状」を見せるようにするというのである。そのため、送り状とは別に、次のような「口演」が渡された。

本文京二条ふさ送状へ、当地御役所表達申上、形合を以遣申候、近比御村方ニより少之間違を申立、御送り戻候筋御座候へども、早々帰国之病人ニ候へば、無間違御送被遣候様致度、添状如此ニ御座候

本来の送り状に加え、別に「添状」が必要とは、何とも合点がいかないことだが、「送戻」されてくる事情は、やがて判明することになる。文化九（一八一二）年七月、『田辺万代記』に次のような記事がみえる。

一同十九日、旅人村送りニ出候節、送り一札ハ庄屋名前斗リニ候哉、大庄屋奥書有之哉と、御郡方々切目へ被尋候ニ付、切目より日高へ聞合、申来候趣

一送り状へ大庄屋奥印致候義、口六郡ハ十ヶ年以前被仰付候由

容易ニ承届不申、痛所杯ニて氣力儘ニ罷在、達て当人達て之願
 又ハ格別之願と、往来も所持有之節ハ、得と大庄屋聞届、送出
 候へとも、村方ニ世話を退れ其所之養介を厭候て、病人願も無
 之ニ達出候筋、送り出不申との事申越、郡方へ申達
 右ハ此間三栖より村送りニ出候を、北道ノ庄屋、大庄屋之奥印
 無之とて戻来候由

すなわち、御郡方から切目組大庄屋に、送り状は、「庄屋名前斗」か
 「大庄屋奥書」が必要かが尋ねられ、切目組から日高の大庄屋酒井次
 助に問い合わせたところ、「送り状へ大庄屋奥印致候義、口六郡ハ十
 ケ年以前被仰付候」と、和歌山城下周辺では、すでに「十ケ年」も前
 に「大庄屋奥印」が「仰出」されていたこと、それは、村送にあつて
 て、病人が本当に自分の意志で村送を希望しているかなどを、大庄屋
 がチェックするためであるというのである。和歌山城下周辺で十年も
 前に命じられたことが、田辺領に伝えられなかった理由は不明だが、
 文化元年に助七が「送戻」された際、「大庄屋所印形」が問題にされ
 ていたことを想起すれば、十年前に右の命令があつたことはおそらく
 事実である。

かくて右の事情が判明したあと、『田辺万代記』は、同年八月に、
 「組々大庄屋」の「申合」せを掲載したうえで、今後、送り状の奥に
 書き加える文面として、次のような雛型をのせている。

右本行之趣願出候ニ付、相糺候処、相違無之候ニ付、当地ニて相
 違、送出させ候義ニ相違無之候、以上

同国同郡何組大庄屋

誰 印

かくして、送り状本文のあとに大庄屋ないしは大年寄の奥書を書き加
 えることかかねての問題が解決され、これ以降は、特に大きな問題は
 なく、幕末まで村送がつづいた。そして、田辺領では、表1の三三二
 にあるとおり、慶応二（一八六六）年五月に、泉州日根郡谷川村の利
 兵衛が最後の村送になったのである。

2 村送における諸問題

さて、村送が田辺領で開始されると、前項で述べた以外にもさまざま
 な問題が生じてきた。次に、そうした問題のいくつかを取り上げ検
 討していく。

例えば、享和三（一八〇三）年六月五日、郡方役人小出与右衛門か
 ら次のような通達が出された（『田辺万代記』）。

他所者病氣ニ付村送り願出送り出し、井上下ノ同様送り来候筋
 共、村方ノ夜ニ入持送致候村方も有之歟ニ相聞候、元来病氣願ニ
 付送り出候事ニ候得へ、夜持送り候筈無之、自今右体之義不致
 様、先キ村ニて及暮候模様相見候へ、持送不致、其村ニ止メ為
 せ、翌朝先キ村へ送渡候様取計可申候

すなわち、郡方役人が「村方ノ夜ニ入持送致候村方」があるという噂
 を聞いて、「夜持送り」を禁止したことがわかるのである。つまり、
 「元来病氣願ニ付送り出候事」とあるように、本来は病氣快復後の村
 送がきまりで、病中の者は村送しないのが原則だが、本人の強い希望
 で病中でも村送するのだから、夜間の村送など許される筈がないとい
 うのである。

右に関して、次の史料が参考になる。すなわち、大庄屋田所八郎左

衛門は、寛政七（一七九五）年八月二十一日に、郡方役所へ提出した「口上」で（表1の一八）、

美作国西国順礼夫婦連、夫病氣にて下浦々々送り来、夜前へ不塩梅ニ付、西ノ谷村にて一夜為明候て、今朝はやへ送遣候処、相果申候ニ付、連婦候段申出候ニ付、御断申上候

と述べている。村送中の病人が途中で死去する右のような事例は各地で見られるが、ここで問題なのは、西ノ谷村から芳養村へ向かう途中で死去しているのだから、出立の時にはかなり弱っていたことがわかっていたはずであるにもかかわらず、村送が強行されたことである。本文では一応「夜前へ不塩梅ニ付」とあって、夜間の村送が回避されているかのごとくだが、文字通りには受け取りにくいのである。おそらく、夜遅く到着し、深夜はとどめ、夜明けをまたず出立させたと推測される。そうした状況をふまえて、「先キ村にて及暮候模様相見候へ、持送不致」と、次の村に到着する頃に日暮時になるようであれば、「其村ニ止メ」よと通達されたことがわかるのである。次村への村送が急がれたのは、宿泊させれば、その分の食事代など諸経費が村の負担になったからである。

ちなみに、自弁できない貧窮した行旅難渡者の世話にかかる諸入用は、幕府の規定によれば、享保二十年に「宿中割合」、明和四年に「宿割村割」と定められている。しかし、別稿でふれたように、加賀藩や小浜藩では、藩から支給されていた。また、田辺領でも、最初は領主から「被下」れることが多かったようである。ところが、宝曆三（一七五三）年四月に、難渡者が湊村と北新町の境で出た際、町奉行所から「順礼賄湊村へ致置、諸雑用半分町へ致候様」と「仰付」け

られている（表1の五五）。田辺領ではこの頃、村や町で負担することになっていたことがわかるのである。しかし、行旅難渡者の世話や村送にかかった諸経費が具体的にわかる史料は少なく、田辺領での経費負担がどのような変遷をたどったかを詳細にあとづけることは、現在のところできない。今後の課題にしておきたい。

ただ、天保十一（一八四〇）年に始まる『紀州田辺御用留』は、「その時その時の文書などが綴られたまま」で整理されていなかったためか、村送などの経費が具体的に記された史料が残っている。それ故、そうした史料を使って、近世後期の村送に要した費用について考えてみる。

さて、天保十四年十一月、「加州中石河郡福留郷粉川新村利兵衛倅重兵衛」は、「諸国神社仏閣拜礼」の途中、湊村で「足痛」のため「歩行困難」になり、「何卒婦村仕度」と「村送」を願った。湊村では、本人が「往来一札」を所持していたため、「役所へ相達」したうえで、「粉川新村迄所々村々御役人衆」宛の「送り一札」を重兵衛に渡して、国元へ「送り出」した。「送り一札」には、「尤路用之貯も無之体ニ相見申候間、御憐愍を以御心添被成遣早々罷帰候様致度候」とあり、重兵衛が無償で村送されたことがわかる。そして、この時の諸経費は次の史料によってわかるのである（表1の三一）。

覚

十一月朔日、同三夕迄
 一 米壹升七合五勺
 一 錢壹匁
 一 同六分
 支度賄
 葉王丸式服
 ふり出巻服

湊村

窓 一同九匁六分七厘 加籠壱丁板入用

内

史 式匁壱分七厘

ぬき壱丁
たるき式丁

式分四厘

四寸釘拾式本

壱匁六分

六寸竹四本

八分

繩代

式匁

素人工壱工

六分

筵壱枚

メ

右ハ当月二日御届申上候加州中石郡福留郷粉川新村利兵衛粹重兵衛病氣ニ付、村送加籠并薬代とも入用ニ御座候、追而小入用立へ

御加判被成下候様奉願上候、以上

十一月廿四日

田所弥三左衛門

御代官所

右の記事から、重兵衛は十一月朔日に湊村で歩行困難になり、翌日には村送の願書が役所に提出され、同三日夕には湊村を出立したことがわかる。村送がシステム化され、短時間で出立できるようになってきたことがわかるのである。

右の三日間の経費の内分けが「覚」の内容である。「支度賄」が食事代、「薬王丸」や「ふり出」は薬代である。重兵衛は特に重病ではなかったの、この分は比較的少ない。次に、「加駕壱丁板入用」以下は、重兵衛を村送するために使用した駕籠を湊村で拵えた時の入用である。「素人工」とあるように、村人が即席で運送用の駕籠をつくり、送り出したことがわかる。右の経費は、「追而小入用立」とある

ように、後日村入用として計上されたことがわかるのである。右の事実から、行旅難渋者の世話や村送にあたって、町や村単位で相当の出費があったことがわかるのである。

3 難渋者の出迎えについて

ところで、村送が困難な未成年者などの難渋者に対してはどのような処置がとられたのであろうか。この問題を次に考えよう。

最初の事例三で検討したはん（一九歳）の場合、矢代宿の名主らから江川浦庄屋らに宛てた用状に（表3の一〇）、

娘おはんとの若年ニ御座候へハ、手放立難為致候間、慥成仁迎ニ被遣可被申候、尤印鑑書状ニ封込申候、御迎人此印鑑御持参可被成候

とある。すなわち、はんが「若年」で村送できないので、身許のしつかりした者を迎えるによこすようにというのである。右のような事例は、表2の五、一三、二二、表3の一四、三二などにみえ、かなり一般的に行われていたようである。

しかし、紀州の者が国内で難渋した場合は迎えを求めることがあったが、他国の難渋者については、原則的に幼児でも村送にしていたようである。

例えば、表1の二七三の場合、「送り一札」に「女子老人ニ相成り候ニ付、其品御達申上、送り出し申候、尤荷物相改候得共路用之貯等も無之、小児之儀ニ候得者御憐愍を以御心添被成遣」と記して、「小児」であることを強調して、途中での「憐愍」を要請し、また表2の二二では、「送り状」に、「娘いそ義元来瘴聲ニて若年、其上壱人歩

行難儀ニ付、猶婦度模様ニ付、其品相違候上送遣申候」と記して、耳が不自由でかつ「若年」、さらに本人が「婦度模様」であると付け加えて送り出している。さらにまた、表3の二四のように、特別な措置がとられることもあった。

在 伝馬所へ

一口熊野三尾川村磯八娘ふくと申者、此度摂州桑原村へ送り越候ニ付、村送りニ取斗候答ニ候得共、右ふく義幼年之上病氣ニ罷在、村送りニ相成候而ハ日数も相掛り、難義之趣願出候ニ付、例外定り之賃錢を以伝馬繼ニ而送り遣度旨、口熊野御代官中相達候趣、無余儀相聞候間、此度ニ限り宿駕籠者挺定り之賃錢ニ而繼立遣し候様

すなわち、村送されてきたふくが、「幼年之上病氣」のため、「村送では「日数」がかり「難義」なので、「伝馬繼」で送ることを認めているのである。

では、こうした幼児などの難役者が出た場合、他の諸藩は、どのような対応をとっていたのだろうか。例えば鳥取藩には、親が死去したため、親類が残された子供を引取りに赴いた事例がかなりみられる。まずそのうちの早い例を紹介してみる。^④

寛保二（一七四二）年六月、因幡国八東郡糸白見村の長九郎は、美濃国大垣で病死し、俸十太が残された。大垣町惣年寄はこの旨を大垣藩役所へ届け、藩役所から江戸の留守居に伝え、江戸留守居はさらに鳥取藩江戸留守居に連絡した。そして、鳥取藩江戸留守居から国元へ、「糸白見村之者ニ候哉、請取ニ遣候取捌之品、先格可有之候間、得度遂吟味申上候様」にと、長九郎の身許確認、および「先格」

の取調べを指示した。国元では、郡方から糸白見村に長九郎の身許確認をする一方で、「先格橋詰村五郎兵衛、永井伊賀守殿御領ニて相果候節、取捌等書付を以申上、此度も夫に准し」処置することになった。その後、長九郎の親類など二名が、大庄屋・宗旨庄屋兩名連署の大垣町御役人中宛礼状を携えて大垣に出向き、長九郎の親類からの「御礼」金六百疋を進上した。大垣町惣年寄二名も、領主からこの間の事情を「御報候様ニ被申付」れ、鳥取藩の大庄屋・宗旨庄屋宛用状を送っている。そして、国元では、大垣から帰国した兩名に、大垣城下の様子、十太の世話、奉行所役人や医師などについて細々としたこゝまで聞き出し、書付に残している。

右の記述から、鳥取藩では、寛保二年以前すでに「先格」があり、それに従って問題を処理し、身許確認などは領主が介在して行っていたことがわかるのである。鳥取藩では、右の他に同様の事例が十八件あり、河内、丹波、土佐、阿波、大坂、伊予、安芸、和泉などへ出迎えに行っているが、幼児の出迎えがほとんどである。つまり、幼児の場合、村送が難しいため、出迎えという方式が村送の代わりに採用されていたことがわかるのである。

ところで、近世後期になると、身許確認から出迎えに至る手続が次第に整備されていく。そこで、この間の手続がかなり詳細にわかる田辺領の事例を次に紹介してみる（表3の三一）。

嘉永六（一八五三）年二月、阿波藩大坂蔵屋敷から紀州藩大坂蔵屋敷に、往来手形で身許を確認したうえで、田辺領新庄村兵吉妻（つきが死去し、娘さよが残された旨連絡が入り、「幼年ニ而順路難相成候付、迎之義」を要請してきた。そのため、紀州藩大坂蔵屋敷から国元

窓へ連絡が入り、さらに国元の役人が田辺の領主安藤氏に、「村方相調、相違無之候へ、早々迎之者差遣し可申事」と伝え、同時に、

一 右迎之者出立前日可申出候

一 迎之者一旦若山御勝手方へ罷出、受指図候上、評定所ニ而添翰

受取罷越候様

一 先方へ会釈之品用意可致事

と指示した。

田辺領では、大庄屋田所左衛次が早速調査し、新庄村の者と確認したりえて、「同人者勿論親類共も至極難渋者」なので、「大坂表ニ而引渡」が最善だが、「千万奉恐入候」ため、「村方々世話致し遣し、阿州入田村迄親類之者共迎ニ差遣し可申旨同村庄屋申出候」との請書を代官に提出し、親類伝松が引取りに出立することになった。以下、伝松の出立(十月五日)から帰国(十月二十一日)まで長文にわたるので、道順を中心に矢印を加えて迎えの手続をみておく。

新庄村↓若山安藤氏屋敷↓紀州藩表役所↓安藤氏屋敷↓大坂天神

橋紀州蔵屋敷↓阿州蔵屋敷(帰りは直接紀州へ向かいたしと申上

げるも、阿州徳島役所で申上げるようにと回答、また「阿州徳島

御役所行御状并御切手被下) ↓大坂ざこ場より淡路しづきへ↓

淡路フクラ番所(御切手差出) ↓撫養に上陸↓徳島役所(御状を

渡す、「其方義右さまとへいか成親類ニ而候哉」とか「其方ハ当

所之勝手能承知ニ而候哉」と「御尋」、そして「侍衆案内ニ御差

添) ↓入田村(御礼、すぐに出生) ↓徳島役所(帰りは直接紀

州へ向かいたしと申上、「其旨大坂蔵屋敷へ此方々通達可致」と

の回答) ↓撫養↓紀州加田浦上陸↓若山安藤氏屋敷↓若山表役所

↓安藤氏屋敷↓新庄村

右の事例は、田辺領の安藤氏が介在しているため、本藩の領民に比べ手続がやや煩雑になっている。一般的には、安藤氏の部分を削除した手続が必要だったのである。

なお伝松は、「会釈之品」として、「菓子」、「酒券」、「銀」、「饅頭」を持参し、「大坂阿州蔵屋敷」、「入田村御役手」、「さよ世話ニ相成候筋」、入田村「歩行」および「案内ニ御付添被下候御方」に手渡している。伝松は、「村方々世話致し遣」わされたことから、右の出費や旅費はおそらく村入用として計上されたと思われるのである。

以上の事実から次のことがわかる。すなわち、一般的に他国の難渋者が確認された場合、身許確認の問い合わせをしたり、幼児などの出迎えにあたっては、各藩の大坂蔵屋敷や江戸藩邸、あるいは京都屋敷などが介在していたことである。すなわち、問題の処理は、領主間の交渉が比較的容易な地を選んではかられたことがわかるのである。近世の社会では、領民の保護が領主にとって名目上重要な役割であったので、ある意味では当然の職務遂行ではあった。しかし、難渋者が多くなれば、領主にとっても相当な負担になったことが推測できるのである。

4 藩領を異にした紛争の処理

田辺領は、紀州藩の一部で他藩領と接しているわけではないので、村送などの際、他藩と面倒な事態が生じることはなかった。しかし、村送が藩領を越えて行われた場合、村送に対する地域社会の考え方が相違したり、さまざまな利害がからんだりしたため、紛争が生起する

可能性は高かった。そこで以下では、藩領を異にした紛争の具体例を紹介しながら、紛争がどのようにして解決されたかをみていく。

天保四（一八三三）年四月三日、因幡国八上郡袋河原村で春から病氣養生していた備後国能登原村の善兵衛が、「両足不叶」るため村送を願ひ出た。善兵衛は往来手形を携帯していなかったが、「親類等慥ニ有之段申」し、「御郡役人共より送り出申度旨」上申があったので、村送が許可されて、智頭街道を南へと出立し、智頭から備前街道を通り、津山へと向かったのである。

ところが、鳥取藩の奥早野村から黒尾峠（馬桑峠）を越えた幕領の馬桑村で受取拒否にあつてしまった。奥早野村は、袋河原村への送り返しを郡方役所へ届けたが、郡役所は、「明和年中従公義被仰出之趣」があるので、「如何様之訳ニて請取不申哉」を馬桑村に懸合うように指示した。これに対して馬桑村は、

於当国ニは往来手形所持不致候ものへ、いか程ニ病人願書相認村役人え相願候共、取扱不申候は郡中申合候事、此度之儀も其御村御構様より、いか様被仰付候ても、此筋えは相通不申候、尚此上生野御代官所え御懸合ニ相成、私共御呼出し御糺明被仰付候ても、早速得請不申候

と、往来手形所持の者は村送しない「郡中申合」があると回答し、強行な態度を示した。鳥取藩は、右の回答を聞き判断不能になったため、鳥取藩江戸留守居へこの間の事情を詳細に伝えて、公儀への問い合わせを依頼した。すなわち、江戸留守居は、明和四年令の写しに次のような「付紙」をつけ、公儀の判断をまつことになったのである。

往来手形所持不居申者相煩、其村ニて加治療、追々致快方候得

共、歩行難相成ニ付、村継を以生所え送り返し具候様、尤村根帳又は親類等駈と有之趣申出候は、当人より願意為相認、村役人書面相添送出し可然哉、右送方御領又ハ他領等ニて差支候節取計方之事

一右躰之者は、村継送不相成儀ニは如何取計可宜哉、生所近国之者ニ候得は、飛脚為差立候得共、若遠国之節は如何取計可然哉一村継送り不相成筋ニて、飛脚或は最寄之急便を以生所え懸渡候所、親類有之候ても、勘当又は根帳面消し等ニ相成居申類取計方之事

附り、親類無之者取扱方之事

そして、勘定奉行で道中奉行を兼任していた土方出雲守勝政は、鳥取藩江戸留守居からの右のような問合せに対して、「朱書」で次のように回答してきた。

書面之病人歩行難相成上は、快氣と申すは無之間、御領主え相届候上、村送差出之儀初ケ条之通り取計不苦筋ニ候、其外旅人相煩候節、早速快氣無之趣候へ、明和四亥年御触之通、其在在所之村役人等え申遣、親類呼寄対談之上可任存寄儀ニて、親類身寄無之ものは、いつれ村役人組合之内相越可申儀、且帳外者等ニ候へ、其節取計方別段問合有之候様存候

すなわち、往来手形を携帯していかなくとも、身元が確認でき、かつ「領主え相届候上」であれば、村送してもよいというのである。明和四年令が、「懐中ニ、往来手形有之候哉、相糺」とあつて、往来手形を携帯していない者の取扱いをとくに規定していなかったため、右のような紛争が生じたのである。

さて、土方勝政の回答をうけ、鳥取藩は早速奥早野村の役人から馬桑村の役人に道中奉行の意向を伝えて、再度懸合った。ところが、馬桑村は、道中奉行の意向を承知したうえで、なお次のように返答したのである。

幾度御懸合有之候ても、生所往来手形等所持不仕候送り物は、此方えは相通り不申候、尚又、明和年中従御公義送り物之儀は被仰出候御趣意を以、御役場御聞濟之上送り出し候様被仰聞候得共、私共新役之義、生所往来手形等無之候ても、取扱可致之筋承知不仕候、此上は支配御役所え御召出し之上被仰付候へ、其筋之任思儀可申候間、左様御承知可被下候

すなわち、「私共新役之義」、つまり、自分は明和年中に役についていないから、明和四年令に従うのではなく、現在の「郡中申合」に従うのみだというのである。そのうえで、「支配御役所え御召出し之上被仰付」れた場合は、その時また考えると開き直っているのである。

鳥取藩国元はこの事態に困り、再度江戸留守居に懸合ひ、生野代官所から馬桑村へ「急度申付」る旨回答を受け、ようやく七月晦日、大庄屋へ「早々送出し候様」に伝えたのである。この間四ヶ月近くかかっている。

ところで、馬桑村が強行に受取を拒否した理由は、次のような事情があったからである。

先年作州久世村之ものゝ由、因州の村送病人継出、村々継送候処、久世村之ものゝ無之、及迷惑候由を以、久世村の新野東上村へ申来、右村の最寄村々江廻状差出、胡乱之村継病人へ不継送積申合候

すなわち、以前、因幡国からの村送病人で、国元を偽った者がいて「迷惑」したため、「最寄村々」で今後は「胡乱之村継病人へ不継送」との「申合」をしていたからなのである、国元を偽った難渋者の事例は、化政期頃から各地でみられ、さらには、偽往来手形と思われる場合も多くなっている。そうした場合、難渋者の送り出しと送り戻しがくり返され、街道筋村々の「迷惑」になっていたのである。

なお馬桑村は、生野代官所から旅人に関する「心得方」について「仰渡」され、「請書」を提出するとともに、善兵衛の村送が円滑に進むように「添書」を渡しており、これが一着落着となったのである。

だが、問題はそれほど簡単ではなかった。翌天保五年四月、安芸国下宗近村の周蔵が、津山藩領の東一宮村で病気になる、歩行困難なため村送での帰国を願ひ出た。周蔵は往来手形を携帯していなかったが、身元は「相違も無之趣」なので村送になった。しかし、送り出してまもなく、「古河領皿村」（「龍野御預所」）が受取を拒否し、津山藩領古城村に送り戻してきた。津山藩は、前年の馬桑村一件を持ち出し、「右送り物も備前路右二ヶ村通、送出候義ニ而、今度之義も同様取計候様致度旨」と述べ、古城村から懸合させた。しかし、皿村は、

去巴秋送り物之義者公儀迄伺候上送來候事故継送候得共、其余、是迄往来手形無之もの継送候義無之、右手形無之もの継送り候而者無際限、且、村方ニ而相果候節いたし方無之、尤今度之義も御上様を被仰付候へ者無余義可継送、無左様候而者得受取不申

と、「上様」の命令なら仕方がないが、往来手形を携帯しない者の「継送」は「無際限」く、「村方」で死去した場合「いたし方無之」

きたため拒否するといふのである。^⑨そのため、津山藩は龍野役所に懸合
い、龍野役所から直接皿村へ命じてもらわねばならなかった。村送の
増加が村々の負担増を招き、反発が強まっていたことがわかるのであ
る。

さらに、嘉永四（一八五二）年十月、近江国土山宿の弥助が、因幡
国田嶋村で病気になる、歩行困難で村送を希望した。往来手形は不携
帯だが国元に「親類」がいるとのことで、郡方役所へ「申達」して送
り出した。しかし、播磨国大畑村（脇坂淡路守様御預り所）が受取
を拒否した。理由は、「次之村より請取不申ニ付、差返候」というこ
とであった。その後、弥助は歩行可能になり、自力で「出立」した。
しかし、鳥取藩は、

已後右等之義有之節、送不申ては差支相成候ニ付、天保四巳年右
弥助同様之義有之、明和年中従公義被仰出之趣も有之ニ付、江戸
表御留守居え問合、公辺伺ニ相成候処、往来手形之有無ニ不拘、
領主え申届送り出候分は、聊無滞継送可申旨御付札ニ相成居申義
ニ付、右被仰出之趣を以、以後右等之義有之節、無差支継送候
様、向方御役人え御郡奉行より懸合

と、今後のために「天保四巳年」の例を引きあいに出し、「向方御役
人」と交渉して、「承知之旨返答」を引き出したのである。

以上の事例から、天保四年の幕府裁定が、右のような紛争の処理
にあたって、先例として有効な機能を發揮していたことがわかるので
ある。右の幕府裁定が他地域でどこまで有効であったかどうかは今後
の課題である。^⑩しかし、少なくともこの地域では、往来手形の有無に
かかわらず、身許確認ができ、領主に届けて送り出したものは村送せ

よ、という幕府の判断が、その後重要な意味をもつことになったので
ある。つまり、右の幕府の裁定が、村送体制を一層前進させたと同値
できるのである。

5 村送体制の終焉

明治政府は、明治四（一八七一）年六月十七日、「行旅ノ輩病氣等
ノ節取扱方ノ儀、追テ御規則被 仰出候迄、従前ノ仕来ニ基キ別紙ノ
通被相定候条、此旨可相心得事」という太政官布告を発し、^⑪「別紙」
で次のような「規則」を提示した。

この「規則」は全五ヶ条からなっている。しかし、例えば第一条が
旅人並旅稼ノ者、若病氣等ニテ進退難相成候ハ、所役人申談其
所ニ止宿セシメ、医療手当差加、鑑札見改其筋へ相届、且其者在
所等へノ文通、其他相当ノ用弁ハ取計可遣、勿論路用ノ有無ヲ以
テ不実ノ扱方致間鋪事

とあるように、往来手形を「鑑札」とするなど、表現に若干の差違は
あるものの、内容は幕府の明和令をほとんどそのまま踏襲したもの
で、同様のことが全五ヶ条にわたっていえるのである。

ちなみに政府は、同年六月十日に、「先般戸籍法御布令相成候ニ
付、寄留旅行等ノ者へ管轄地方官ヨリ可相渡鑑札寸方書、左ノ雛形ノ
通可相心得事」と、「寄留旅行」者用の「鑑札」配布を決定してお
り、この「鑑札」によって従来の往来手形に代替しようとしたことが
わかる。しかし、同年七月二十二日には、早くも「寄留旅行ノ者へ鑑
札可相渡旨兼テ相達置候処、不及其儀候条、更ニ相達候事」という太
政官布告を出して、「鑑札」の配布をやめている。

さらに、翌五年八月十五日には、

寄留旅行ノ者鑑札ノ儀ハ、去辛未七月中被廃止候処、各管轄庁又

(明治四年)

ハ所役人共ヨリ従前渡来候印鑑証書等ハ其儘ニ差置候向モ有之、

殊ニ印鑑無之者ハ行旅差支不都合ノ趣相聞候条、以後従前渡来候

分も相廢シ、無印鑑ニテ旅行不差支様可致事

という太政官布告が出された。右の布告にある「従前渡来候印鑑証書」は、おそらく往来手形をさすのであろう。つまり、往来手形が明治政府の「鑑札」廃止後も発行されつづけ、かつ「印鑑無之者ハ行旅差支不都合」な状況がつづいたのである。往来手形によって身許証明するという、近世以来の慣行がなお継続していたことがわかる。そのため明治政府は、「従前渡来候分モ相廢シ、無印鑑ニテ旅行不差支様可致」と、往来手形をすべて廃止し、今後は、国内旅行にあたって、身許証明書の携帯は不必要だと宣言するにいたったのである。明治政府の「管轄地方官」(府藩県)が「鑑札」によって「寄留旅行」者を直接把握しようとした政策が失敗したため、近世以来の往来手形を容認するわけにもいかず、結局、難渡者保護の責任を放棄して、身許証明書不用のいわば自由旅行を認めざるえなくなったのである。

その後、行旅死亡人の出費にかかる規則変更が何度かくり返されたあと、明治十五年九月三十日に、太政官から全五ヶ条にわたる「行旅死亡人取扱規則」が出され、同日付で、「明治四年六月十七日布告行旅病人取扱規則」が廃止された。かくして、近世以来の村送体制は、名実ともにこの時点で廃止となったのである。

ところで、『和歌山県誌』によれば、「明治五年八月」に、次のような「布達」が出された。^②

四国順拜又は事比羅参り抔と唱へ、病身又貧窮之者共旅費之手当も無之、猥に出行致し、中には出先に於て死亡に至り候者間問有之、甚以不都合之儀に候、自今正副戸長にて精密に取調、旅費手当無之者并に婦女子小供一人旅之儀は、決して不相成候、若し不調之儀有之候はは、所役人親類伍組等迄可及沙汰事

すなわち、「四国順拜」などにあたって、今後は「旅費」の手当をしなうで出立させ、「婦女子小供一人旅」はさせるなどしたのである。右の「布達」は、いわゆる乞食順礼の横行を禁止したものであるが、同時に、寺社などの参詣者に自己責任をもとめようとしたことがわかる。すなわち、明治政府のなかで新しい近代的な考え方が成立し、他方で交通、通信施設が次第に整備されることで、明治十五年に至って、近世の村送体制がその役割を終えることになったということができるのである。

おわりに

近世のパスポート体制は、これまでの検討によって、幕府の元禄令や明和令のみによって推進されたのではないことが明らかである。すなわち、元禄令以前に、行旅難渡者に対する救済慣行がすでに地域社会で成立しており、その深化のなかで、元禄令が生類憐れみ令と対で、宿からの半強制的遺棄の禁止を打ち出し、この動向を促進したと、そして、往来手形が十八世紀半ば頃から身許証明書として地域社会で重要な意味をもつようになったことをふまえて、明和令によって、往来手形携帯者が村送されるようになったのである。明和令は、その後、各藩の行旅難渡者対策の基準になっていった。それは、元禄

令や享保令が、各藩の難渋者対策にあたって、必ずしも統一的基準になつていなかったのに対して、明和令が多くの諸藩で書き留められ、かつ難渋者対策の典拠になつていくことから確認することができるのである。

さらに天保期には、村送の激増と偽往来手形の横行という事態のなかで、往来手形不携帯者であっても、何らかの手段で身許を証明でき、その地の領主が村送を承認した場合は、村送してよいという幕府の裁定が出された。幕府は、村送の激増のなかで、往来手形の携帯を原則にしつつ、新たな事態に対応したのである。さらに、天保十四年の諸国人別改の過程で、幕府は始めて往来手形発行の際、領主の承認が必要だと規定した。すなわち、往来手形は、この段階になつてはじめて、身許証明書としての公的な性格が認定されたのである。

かくして、往来手形の携帯を前提にしたパスポート体制は、十九世紀には、日本列島で広く一般化していったのである。こうしたパスポート体制は、幕末維新期の混乱のなかでも継続され、明治十五年に廃止されるまでつづいたのである。

ところで、本稿では全くふれえなかったが、近世のパスポート体制は、往来手形の携帯が原則であつたため、往来手形を発行してもらえない人々、例えば、放浪する非人、乞食、義絶者などの帳外者は、その恩恵を期待することができなかった。そのため、右のような帳外者は、往来手形携帯者など身許確認ができる人々と比較した時、地域社会ではるかに苛酷な取り扱いをうけることになった。例えば、天明や天保の飢饉時に、右のような帳外者の行倒が急増していることは、そうした背景があつたからなのである。パスポート体制が近世社会でも

つていた意味を考察するうえで、右の問題はさけて通れないが、今後の課題にしたい。

また、現代のパスポート体制は、幕末の開国後、欧米のパスポート体制を参考にして整備されたというのが通説である^③。しかし、幕末に成立した外国用パスポートが現代のそれと同じく、最初から身許証明規定と救済規定を合わせもつていたことに注目する必要がある。すなわち、幕末のパスポートは、近世の往来手形と文章表現は異なっているが、右の二つの規定を合わせもつ点で同じだからである。またパスポートの先進大国フランスが、二十世紀始めまで国内用パスポートを発行しつづけていたことを想起すれば、日本近世のパスポート体制が、幕末時の外国用パスポート体制成立に与えた影響を予想することができるからである。今後はこうした問題も課題として考察していきたい。

註

① 新城常三『社寺参詣の社会経済史的研究』（塙書房、一九六四年）。後に『新稿社寺参詣の社会経済史的研究』（塙書房、一九八二年）と改題刊行。内藤二郎『幕藩期庶民旅行とその保護施設』（『日本歴史』一七五号、一九六二年）。後に、同氏『交通史を主とした論集』（文献出版、一九九一年）に収録。高橋敏「家族が旅さぎで死んだばあい」（『家族と子供の江戸時代』所収、朝日新聞社、一九九七年）など参照。

② 拙稿「行旅難渋者救済システムについて」（『史窓』五八号、二〇〇一年）。

③ 最近の成果に、五島敏芳「往来手形考」（『史料館研究紀要』二九号、一九九八年）、松本純子「行き倒れ人と他所者の看病・埋葬」（『東北文化研究室紀要』四二集、二〇〇一年）、同氏「近世における行き倒れの一分析」（『日本歴史』、六五一号、二〇〇二年）などがある。しかし、いずれ

も通説の見解を前提にしているため、論述に無理が目立ち、誤解と思われる箇所も多くみられる。

④ 春田哲吉『パスポートとビザの知識』（有斐閣選書、一九八七年）六一頁。

⑤ 宮崎揚弘「フランス革命期とその後の時期における旅券の確立」（宮崎揚弘編『続ヨーロッパ世界と旅』、法政大学出版局、二〇〇一年）二七七頁。なお、同氏「フランス絶対王政期における旅券の成立」（同氏編『ヨーロッパ世界と旅』、法政大学出版局、一九九七年）参照。

⑥ 前掲宮崎論文「フランス革命期とその後の時期における旅券の確立」二九六頁。

⑦ 本木正栄他編著、長崎市立博物館蔵本を影印刊行。大修館書店、一九八二年。

⑧ 近世田辺には、田辺町会所の記録で、天正十（一五八二）年から慶応二（一八六六）年におよぶ『田辺町大帳』と、田辺組大庄屋田所家の記録で、文明三（一四七一）年から天保十（一八三九）年におよぶ『田辺万代記』、および、田辺組大庄屋所の記録で、天保十一年から明治二（一八六九）年におよぶ『紀州田辺御留留』の三文書がある（三文書の性格など詳細は『田辺市史』第二巻、二〇〇三年、四五〇～四五五頁参照）。本稿では、清文堂出版から刊行されている同名の刊本を主要な史料として活用し、適宜必要な史料を補なって考察した。

⑨ 引用した史料のうち、註⑧の三文書から引いたもので、かつ、後述する表1・2・3に掲載してある事例については、以下、表何の何番と表記する。例えば、この場合は、表1の一七番の事例であることをさしている。なお、引用史料の読点や中グロは筆者が付したものである。

⑩ 『田辺町大帳』は田辺城下の記事を、『田辺万代記』や『紀州田辺御留留』は在方の一部である田辺組の記事を中心に掲載しているので、厳密に言えば、三文書は田辺領のすべての事例を網羅している訳ではない。しかし、これらの文書は、田辺領のかなりの部分をカバーしていると推定でき、他に適当な史料もないので、とりあえずこれらの文書に掲載の事例で田辺領全体の数字と仮定して考察していく。

⑪ なお、放浪する乞食・非人・義絶者などの帳外者は、往来手形を携帯し

た身許判明者に比べ、対応が明白に区別されており、村送の対象からも排除されている。そのため、表1は帳外者を加えるとおそらく倍増するが、本稿は、村送体制に焦点をあてているので、今回は表1から除外している。表2も同様である。

⑫ 例えば、山城国木津千童子村では、寛政十（一七九八）年に合計一〇一人の難民者が宿泊している。そのうち一四名は宿泊費用を村で負担してもらっていることが確認されており、また、一〇一人の出身国がかなり広範囲に分布していたという（『木津町史 本文篇』、一九九一年、六〇七～六〇一頁）。

⑬ 異説については、前掲『田辺市史』八五・八六頁参照。

⑭ 例えば、速水融・宮本又郎編『日本経済史Ⅰ 経済社会の成立17―18世紀』（岩波書店、一九八八年）四二～四七頁を参照。

⑮ 例えば、前掲内藤論文によれば、山陽道筋の備前国上道郡沼村（三四八石弱）では、平常の年である享和二（一八〇二）年の一年間に、九四人が村送されていたという。この数字は、昼間の素通りと一泊以上の者を含めた分だが、全国規模に換算すれば、かなりの人数にのぼったことが推測できるのである。

⑯ 前掲拙稿参照。

⑰ 『加賀藩史料』第五編。

⑱ 例えば、元禄六年十一月六日に、播磨国龍野町で、「つれにはづれ」た「因幡之者」を、町から「村次にて送り」出したところ、翌日「行たをれ、半死之体」で発見され、結局死去する事件がおこった。そして、九日に、町奉行から「向後左様之行衛不知者有之候共送り出し不申、そこへ付届いたし、其節之品により如何にも可仕候」と「仰出」され、「五ヶ町不残」に触れ出されている（龍野総町会所記録『日本都市生活史料集成四城下町篇Ⅱ』所収）。元禄令が地域で確かに機能していたことがわかるのである。

⑲ 『田辺町大帳』の元禄二年の条に、「六月廿二日、旅人病人之御触状又参候ニ付、丁々へ申渡候」とある。

⑳ 『和歌山県誌』第一巻、名著出版、六八五頁。なお、『南紀徳川史』（清文堂出版）十冊、五七三頁にもほぼ同文が掲載。

②① ただし、田辺領では、僧侶や座頭は村送されている(表1の三七、『田辺町大帳』宝暦三年正月二十一日の条、同書明和二年二月二十七日条などを参照)。

② 『公用集』(富山県図書館協会、一九六四年)一。

③ 『藩法集』岡山藩上』(創文社、一九五九年)一三八一。

④ 同上、一三八二。

⑤ なお、同上三〇四に、幕府の大目付(道中奉行兼帯)神尾元晴が発令した「東海道御条目」(元禄八年九月十三日付)が収載されており、そこでは、「当分少の病氣たりといふ共、養生いたし可遣候、宿送りなどに曾て以仕間敷候」と述べられている。

⑥ 同上、一三八五。

⑦ ただし、半強制的な宿・村送の問題はその後もつづいたようである。例えば、尾張藩では、文化八(一八一)年九月に、明和令を記したあと、「近來取斗方心得違、病氣差重り間もなく及絶命候程之者ニ而も療養も不加、其所之厄介を可通為ニ、早々次村を送り遣、又ハ差重り候病人ニ付難受取旨申聞継戻、彼是讓合候内ニハ、令病死候者も追々有之、不埒之事ニ付、夫々各申付候」(『一宮市史』史料編七、一三〇三)と触れ出している。

⑧ 例えば、天明六(一七八六)年九月に、田辺城下の医師小川草庵が「奇特」者として褒賞された理由が、次のように記されている。「但馬之國順礼」が田辺で病氣になり、草庵の治療をうけ快復した際、草庵が「薬礼」を「一切受」けず、「右順礼大坂へ参、但馬御蔵屋敷ニ而右様子申達候へハ、御役人衆も甚感心被致候由、当地へ送り参候者罷帰咄しニ御座候」(『田辺町大帳』)。また、鳥取藩の「化政殿秘録」(『鳥取県史』近世資料)文化十四(一八一七)年三月十六日条に、「先に行徳へ有之候倒れ者、播州姫路領松江村の者たるに依て、其旨被仰遣候処、酒井侯より御領内の者御厄介に相成候、為御挨拶爰元の御役人へ若干の金子賜り候と云」とある。

⑨ 例えば、文政五(一八二二)年五月十日、周参見組村々で「疱瘡」が流行したため、村送の順路変更を願いだした書状に、「疱瘡病一統恐怖之村々」(『田辺万代記』)とみえる。疱瘡病人を嫌うこうした文言はたびたび

記されている。

⑩ 『徳川禁令考』三三三三四。

⑪ 例えば、文化十二(一八一五)年九月に、紀州有田郡谷村の元春が、摂津河辺郡大物村から田辺江川浦に送り出されてきた送り状に、「明和五子年公儀御触之趣を以送出候様被申付候」とみえる(表3の一五)。こうした記述は各地にある。

⑫ なお、天明三(一七八三)年七月、田辺組糸田村の伊兵衛親子四人が、本人の意志で、泉州船尾村から「村継」で国元まで村送されている(表3の八)。すくなくともこの時点で、紀州藩の村送禁止は有名無実になっていたことがわかる。

⑬ 例えば、岡山藩では、元禄三(一六九〇)年四月に、往来手形の雛型が次のように示されている(前掲『藩法集』岡山藩上』一六六〇)。

一他国へ参候者共往来手形如左、其村之名主判形にて認、持せ遣候様に可申付由、御評定にて極ル

往来手形之事

備前国何郡何村誰と申者、宗門何宗何郡何村何寺何院旦那にて御座候、有残成者にては無御座候、為其手形如件

年号月日

所々御宿所中

何郡何村名主
誰

ただし、この雛型には、後に一般参詣人が携帯した往来手形にみえる救済規定が記載されていないことに注意しておきたい。

⑭ 『徳川禁令考』三五二九。

⑮ 『鳥取県史』9/13 近世資料』に所収。

⑯ 『堀村代々庄屋記録』(『福知山市史』史料編一)所収)。

⑰ 『徳川禁令考』四〇三七。

⑱ 前掲「在方諸事控」。なお、同書によれば、鳥取藩の村送は、文化十四(一八一七)年頃から開始とみられ、かなり遅かったことが確認できる。

⑲ 『宮津市史』史料編第三卷三一七や表3の一三参照。また前掲「在方諸事控」にも多くの例が記載されている。

⑳ 前掲拙稿参照。

㉑ 表1参照。

④② 松本純子前掲論文「近世における行き倒れの一分析」は、難渋者にかかる諸経費が本人や国元から支払われない場合、「藩による費用の援助」があったとして、それは、「公儀」の「移動する人々の生命を保障する立場」から要請されたと主張している。しかし、同論文の二本松藩の対応がいつ頃の実態なのか必ずしも明確でない。つまり、明和令の以前か以後かどうかなのか明確にする必要がある。なぜなら、本稿でも述べたように、明和令以前は藩が負担している場合がかなりみられるが、以後はよほどの事情がない限りほとんどの藩で村や宿の負担になっているからである。二本松藩が明和令以後も藩で経費を負担しているのであれば、そうした文脈の中でその意義を考えるべきであろう。

④③ 『田辺市史』第二巻、四五五頁。

④④ 前掲「在方諸事控」。

④⑤ この項の出典は、特に注記しないものはすべて前掲「在方諸事控」による。

④⑥ 『岡山県史』第二十五巻津山藩文書『九八二頁』。

④⑦ 例えば、前掲「在方諸事控」嘉永六（一八五三）年正月十一日条に、「御郡中村々通行の旅人相煩候節、取計方之義、兼て御法有之処、近來間ニは不束之送り出し方致し、次村ニおひて受継方彼是懸懸、役介費を引受難渋致候村々も有之ニ付、以後受継候村々共、不束筋有之分は、為過料相果候節之入用銀辻致割符、為差出候」とあり、事実この前後には送り出しと送り戻しがくり返され死去した例が多く掲載されている。

④⑧ 前掲『岡山県史』第二十五巻『九八三頁』。

④⑨ 同上、九八六頁。

⑤① 例えば、尾張藩は、天保四年正月に、「旅人相煩宿村送りニ而他領より差越候節、其支配役場え伺ひ済之訳送り状書面ニ無之分、差越ニも得請取不申段」について取り極めている（『一宮市史』資料編7、二二〇三）。

⑤② この項の出典は、特に注記しないものはすべて『法令全書』による。

⑤③ 前掲『和歌山県誌』第三巻、三三〇頁。

⑤④ 新城市三前掲書参照。

⑤⑤ 大鹿武『幕末・明治のホテルと旅券』（筑地書館、一九八七年）、柳下宙子「戦前期の旅券の変遷」（『外交史料館報』十二号、一九九八年）な

ど参照。

表1 紀州田辺領の他国人難民者一覽

年 月 日	出身 国	旅人名・年令・男女など	旅の目的	備 考	出典	村送
天和一・五・一〇	美濃大垣	旅人名・年令・男女など 鯉屋浄雲女房	順 礼	長町で加療、息子迎に参、下人ら五人同道、一八日出立、翌年、四月二十七日浄雲礼に立寄	A	
〃三・六・二三	山城	同行八人(伝十郎)	〃	下長町で加療、二八日、国元から迎え、七月二日連戻り、七人は熊野へ	A	
〃三・八・九	伊 勢	なへ	〃	下長町で加療、一五日死去、なへ存生の内口書させ取置、翌年七月、なへ親并庄屋方返状	A	
貞享一・六・二九	下 野	同行五人(次右衛門)	〃	新町に宿、医者の加療、七月二日南部へ参、急変死去	A	
〃一・八・晦	摂津大坂	松坂屋平兵衛	〃	熊野本宮で発病、当地に参、下長町で滞留養生、大名の御用商人	A	
〃二・二二・二四		男(六〇斗)	〃	下長町で煩い、養生も死去、下目附改、土手へ埋葬、橋本へ立礼	D	
〃四・三・朔	淡 路	勘助	出 稼	貞享四・一・一五付出稼切手あり、死去、四月二〇日親礼に参、四月二三日、親帰国	D	
〃四・三・二九	甲 斐	同行四人(禅達)	子供順礼	下長町で加療、快気出立、病中、四人の者に扶持下さる、路銀四〇〇文遣わさる	D	
〃四・四・五	大 和	宗清	道心者	熊野で足痛、上長町で養生、快気、九日出立、五〇〇文勸進	A	
〃五・六・二	三 河	休円	〃	近路より添書で送り来り、下長町で養生、二八日出立、下長町より一貫文、上より一貫文下さる	D	
元禄二・六・二六	陸奥岩城	同行九人(左藤清八)	順 礼	本町で加療、二八日出立、元禄五・六・二四、清八の兄弟礼に参、享保一・六・二六、清八の甥礼に参	A	
〃二・六・二六	下 野	同行一人の内一人	〃	下長町で医者の加療、二九日快気出立、届けが遅れ宿六兵衛、遠慮仰付けらる	A	
〃二・七・八	武蔵江戸	同行二人	〃	上村権右衛門煩、医者の加療、快気、一四日出立	A	
〃二・七・三二	播 磨	長三郎	〃	下長町で医者の加療、快気にて帰国、三〇〇文扶持方下さる	A	
〃二・九・三	伊 予	同行二人の内一人	〃	熊野より参、病氣、医者の加療、快気、二六日出立、扶持方一斗四升五合下さる	A	
〃三・二・二一	淡 路	同行四人(半助)	手くまはし	下長町で医者の加療、快気、二九日出立	A	
〃三・六・晦	若 狭	同行四人(次郎兵衛女房)	順 礼	落馬にて下長町で養生も、老女故、二日に死去、連は四日出立、八・三息子礼に参、寺参詣、四日出立	A	
〃四・四・五	摂津大坂	十念	道心者	本町で養生、歩行でき銭三〇〇文遣わされ出立も、一一日下芳養で死去	D	
〃四・四・二二	〃	権右衛門	順 礼	下長町で養生、快気にて二三日出立、銭五〇〇文下さる	D	
〃四・六・二七	上 総	同行七人(行方半七郎)	〃	下長町で加療、二八日死去、名主に書状遣わす、同行二九日出立	D	
〃五・一・九	出 羽	同行一七人(養順)	〃	下長町に宿泊、養順行方不明	A	
〃五・二・	陸奥会津	同行五人(鈴木与七郎)	〃	下長町で医者の加療、快気にて二七日出立	A	
〃七・七・二			飛 脚	和歌山より新宮へ向かう途中、西ノ谷村で煩、五日本復、御用状は伝馬繼に	D	
〃七・七・六	下野宇都宮	同行四人(勘左衛門)	順 礼	下長町で養生も死去	D	

年月日	出身国	旅人名・年令・男女など	旅の目的	備考	出典	村送
元禄八・四・三	伊勢	市川九左衛門親子四人	順礼	九左衛門病氣、脇指を売り、車を拵えて帰国、四月九日山口へ送遣	D	
〃一〇・二・二七		乞食	〃	小橋の下で行倒、検死手続をへて、西ノ谷村三昧へ葬むる	D	
〃一・五・一五	播磨	七右衛門親子三人	〃	大橋で臥り、大水で女房、子供は逃げ、七右衛門は行歩不自由で死去、一六日出立	D	
〃二・六・二六	大和	作兵衛	乞食順礼	死去、検死手続をへて、西ノ谷村廟所に土葬	A	
宝永一・七・一四	陸奥白河		順礼	病氣快復の由申二付、一札致させ、一五日出立	A	
〃三・七・一一		旅の非人	順礼	本町にて煩、死去、検死手続をへて、西ノ谷村廟所に土葬	A	
〃四・七・六	伊豆	同行三人(太郎左衛門、空二)	順礼	下長町に止宿後、土手はずれに小屋掛、七月九日死去、宿雑用は下長町より出る	A	
〃七・五・晦	飛騨	同行六人(吉三郎)	順礼	秋津口橋の外に病人、下丸村より病人と知りながら持出す、下丸村へ送り戻す	A	
正徳四・七・二四	播磨	親子(長吉)	〃	浄行寺門前で死去、母親に口書を致さず	A	
〃五・八・二六	陸奥岩城	佐藤勘兵衛	順礼	五月二三日国元出立、二八年以前清八の甥で、礼に参	B	
享保一・六・二六	山城京都	大徳寺坊主		往来所持、「組々にて村々不残廻申義不届十万(略)早々御領分送出候様」	B	
〃二・一・二三	大和	租関(僧)		北新町にて九月末頃煩、十月二日死去、「何方ニ而死候而も国元付届入不申候由」申す	A	
〃二・一〇・二	下野	同行二人(喜平次)	順礼	喜平次は嘔吐にて、西ノ谷村で迷子、一日に発見、出立	D	
〃八・二・五	撰津大坂	坊主一人		橋台際に七月晦日より煩、往来手形持参の由、医者のが療仰付けらる	A	
〃一〇・八・朔	丹波	治右衛門親子二人	順礼	娘は一三才、下長町で煩、逗留を願うも、西ノ谷村へ、治右衛門袖乞、一七日出立	A	
〃一・五・一五		女乞食(二〇斗)		橋台石垣の下にて行倒	A	
〃一三・一・二五	近江	同行三人	順礼	湯峯で同宿者の盗みにあい、あとを追い捕える、二月一四日田辺出立	A	
〃一七・二	近江	升屋平兵衛母	西国順礼	下長町で病氣、養生、国元へ飛脚、四月四日死去、伯父、従弟参着、火葬	D	
元文三・四	近江	親子二人	順礼	三栖川にて川渡中流さる、因幡の順礼が声をたて、捜すも行方不明	B	
〃三・五・一七		勸右衛門夫婦	〃	六月四日西ノ谷村へ、女房(五五才)病氣、養生も死去(二三日)、守手形所持、土葬	B	
〃三・六・一四		同行四人(権平)	〃	下長町で一泊、病氣にて滞留養生願、一三日出立	A	
〃四・四・六	上野	同行五人(又七)	西国順礼	又七(二四才)、六月晦日発病、七月一〇日下長町に止宿、一日死去、	D	
延享一・七・一一	丹後	同行一三人(きわ)	〃	きわ(二三才)、八月朔日発病、二日下長町に止宿、三日死去、四日出立	A	
〃二・八・三	伊勢松坂	清六		西ノ谷村清八、番太二人に打殺さる、無宿乞食鉢の者	B	
〃五・二・九	石見安芸	きち、ぎん	順礼	番太に「じつてゐ」にてなぐられ、京都の紅粉屋に救わる	D	
寛延一・二・二六					D	

年 月 日	出身 国	旅人名・年令・男女など	旅の目的	備 考	出典	村送
寛延二・九・一三	撰津大坂	撰津三六・翁三三・撰六	西国順礼	善六、南新町妙光寺にて養生、九月一日死去、往来一札所持、妻子一七日出立	D	
宝暦一・六・一三		男(三〇斗)		飯橋の下で死去、「往来其外書付之物者無之哉と御尋」、不所持	A	
〃一・六・二七	撰津大坂	丹波屋弥兵衛	順 礼	西ノ谷村御所か谷に行倒、往来一札所持、二八日死去	B	
〃二・六	陸奥南部	同行一〇人(伊五郎)	〃	足痛にて、下長町平十郎方に滞留願	A	
〃三・四・七	播 磨	同行三人(りつ)	女順礼	一人疱瘡にて、外順礼に負われ湊村に来る、小屋掛養生、入用は町と在で分担	D	
〃四・八・一九	豊 後	同行四人	順 礼	道中より二人病氣、切目屋重右衛門方にて滞留願	A	
〃七・二二・一七		男乞食		小橋大橋の間土手にて病死、往来状不所持	B	
〃八・六・一九	丹 後	男乞食	順 礼	土手橋台脇にて病死、町と村で処理をめぐり争論	D	
〃九・四・九	備 後	同行4人(むめ、六五)	〃	芝村で発病し、駕籠にて来り、下長町喜七方に止宿、死去、往来一札所持	A	
〃一〇・七・二二		乞食(三〇斗)		飯橋下にて死去、「往来其外書付之物ハ無之哉と御尋」、不所持	A	
〃一〇・二二・二五	遠 江	同行二人	女順礼	一二月七日より海蔵寺丁清六方に滞留、清六女房病氣故、二人を雇置との風聞	A	
〃一一・二二		旅人		谷村石風往還に旅人行倒、「旅人二候哉、乞食二候哉」と御尋	A	
〃一二・四・二二	尾 張	安心(坊主)		安心、不思議之物語いたし吟味、遠国の不審者を長期滞留させ咎めらる	A	
〃二・六・二二	肥前長崎	佐平(四三)、みつ(三三)	〃	下長町三吉方に滞留の病人佐平、井戸に落ち死去、みつ七月二日出立、翌年三月一七日札状あり、往来所持	D	
〃二・七・九	播 磨	女	順 礼	江川の浜に臥る、「右女大力にて剣術も心得候由」、盗賊改他が出て、ようやく送り出す	B	
〃三・七・二二	播 磨	同行六人	女順礼	下長町弥兵衛方にて、一人が路銀を雪隠に落とすも、取り出し、出立	A	
〃三・八・二四		旅人		湊村にて行倒、南新町医師の口上あり	A	
〃一四・三	撰津大坂	同行五人		北新町にて病氣、加療の必要も「一刻も早、国元へ帰度」と出立、病死の風聞	B	
明和一・六	丹 後			万福寺にて行倒	B	
〃四・七・四		乞食	順 礼	西ノ谷村中浜にて行倒	B	
〃五・六・一四	三 河	兄弟二人	〃	西ノ谷村庄屋に医者にかけるよう指示	B	
〃六・一	陸 奥			牛鼻にて病死	B	
〃六・二二・二二		男乞食(三四、五)		本正寺へ参、「飢凍之体」、介抱も死去	A	
〃七・六・二二	撰津大坂	生嶋宗尊(六〇斗)	四国順礼	盲人にて海蔵寺門前に行倒、門内にて介抱も、一四日死去、往来手形所持	A	
〃八・一	上 野		順 礼	下長町室屋三右衛門方にて病死	D	
〃八・七・三三	陸奥岩城	同行四人(庄助)		下長町に病氣滞留、二人は先に帰国(八月二五日)、病人快氣出立(九月一六日)	A	

年月日	出身国	旅人名・年令・男女など	旅の目的	備考	出典	村送
七七	明和九・六	出羽秋田	順礼	西ノ谷村にて病死	B	
七八	安永二・三・二九	下野	六部	大橋の下に病人、小屋掛養生、四月一九日出立	D	
七九	〃二・閏三	〃	順礼	神子浜村つぶりにて行倒	B	
八〇	〃二・五・一八	〃	西国順礼	江川にて病死	B	
八一	〃二・六・三	〃	〃	浄行寺前に行倒	A	
八二	〃三・二	武蔵	六十六部	新庄村にて煩、明屋に入置養生、病死	B	
八三	〃三・三・一八	丹波	順礼	下長町備前屋吉郎兵衛方にて病死	B	
八四	〃三・三・晦	山城京都	〃	下長町松原屋嘉兵衛方に止宿、病氣にて滞留願	A	
八五	〃三・四	摂津大坂	〃	牛鼻にて病氣、食物、薬など遣す	A	
八六	〃三・六・二三	〃	〃	橋近辺湊村分の内にて病氣、橋の下にて養生	A	
八七	〃五・一	摂津	〃	新庄村にて去冬より病氣養生、病死	B	
八八	〃五・七・九	伊予	〃	本町藤七方に止宿、出立	A	
八九	〃六・七・朔	出雲	女順礼	大橋の下で病氣、湊村分土手借り小屋掛養生、八月二日病死	D	
九〇	〃七・二	美濃	西国順礼	下長町に止宿、駕籠にて出立も、疱瘡のため南部より送り戻し、下長町で滞留、二月八日死去	D	
九一	〃七・三・二三	近江	〃	下長町伊兵衛方に止宿、病氣のため滞留願	A	
九二	天明一・七・三	丹後	順礼	下長町広屋嘉右衛門方にて止宿、抜参のため往來一札不所持、病死、七月四日出立	D	
九三	〃二・八・六	若狭	〃	湊村松原にて女房と倅が病氣、養生	B	
九四	〃二・九・二	武蔵江戸	六十六部	湊村松原にて病氣、養生のため小屋掛、一〇日死去	B	
九五	〃四・閏一・二	越後	順礼	女房が下長町で病氣、乞食同前の者で、切戸へ小屋掛、一〇日死去	D	
九六	〃四・閏一	〃	〃	新庄村峠に行倒	B	
九七	〃四・六	大和	〃	板橋の下で行居、養生にて快気、出立	A	
九八	〃四・七	武蔵江戸	〃	上長町にて病氣	B	
九九	〃五・二・二五	肥前	順礼	下長町朝来屋善兵衛方にて病死、ぬけ参にて往來一札不所持	B	
一〇〇	〃五・五・一一	越中	〃	橋台土手際で病氣、一三日に病死	A	
一〇一	〃五・八・二九	豊後	〃	八月二日、西ノ谷村往還脇で病氣、村送希望にて村送り、往來一札所持	B	〇
一〇二	〃六・二・六	美濃	西国順礼	二月三日、江川村往還にて病氣、道を踏みはずし痛所、村送希望で村送り、往來一札所持	B	〇

	年月日	出身国	旅人名・年令・男女など	旅の目的	備考	出典	村送
一〇三	天明六・六・四		旅人名・年令・男女など				
一〇四	〃六・六・六	筑前	男乞食(六〇斗)	西国順札	目良村浜田口にて病死	B	〇
一〇五	〃六・二・二一	下野	西心(坊主)	西国順札	北新町にて病氣、湊村切戸に小屋掛養生、往来一札所持、六月二日村送り	D	〇
一〇六	〃六・二・二七	伊勢	親子三人(慘、五)	乞食順札	権現山にて腹痛、「往来一札指出候二付」、小屋掛養生、一三日出立	A	
一〇七	〃七・二・二七	信濃善光寺	親子四人(目病者)	西国順札	子供病氣、医師の薬用も死去、往来手形所持、浄行寺に葬	A	
一〇八	〃七・二・二〇	豊前	親子四人	〃	下長町山家屋源七方止宿、源七親眼病のため逗留させし、二八日出立	A	
一〇九	〃八・三	丹後	同行八人(とく、五七)	〃	男子痲瘡、湊村にて養生のため小屋掛	B	
一一〇	〃八・七・二〇	山城京都	岡田豊次女房	湯崎に入湯	下長町宿屋善兵衛方に止宿、病死、宗旨往来一札所持	D	
一一一	寛政一・五・二一	信濃	同行四人(次兵衛)	西国順札	本町に止宿、不快のため養生	A	
一一二	〃二・四・二九	讃岐	権右衛門(三四)、てい	〃	下長町丈助方に止宿、駕籠にて村送希望(一日成とも国元へ近参度)	D	〇
一一三	〃二・二・二六	肥後天草	山本玄龍、まし	〃	下長町宿屋に止宿、病死、女房てい国元へ飛脚、権右衛門弟ら船で迎え	B	
一一四	〃三・七・二六	周防	同行三人(利平次)	順札	新庄村十蔵方で隣家の病人を療治、他に三、四人療治、逗留	B	
一一五	〃六・八・二四	越後		〃	下長町宿善兵衛方に病氣、養生滞留願、二九日出立	A	
一一六	〃七・四	但馬		〃	八月一日、二色村で病氣、一五日村送、西ノ谷村を経て芳養へ送るも病死、西ノ谷村で仮葬、往来所持	B	〇
一一七	〃七・七	美濃	了玄	〃	下長町に止宿、痛所あり、国元へ村送を希望、下長町年寄の添書にて送出	B	〇
一一八	〃七・八・二二	美作	夫婦	西国順札	新庄村で病氣、国元への村送希望、晩方急変し死去	B	
一一九	〃八・三	和泉堺	同行二人(仁兵衛)	順札	夫、病氣にて下浦々送り来る。夜明け後、西ノ谷村から芳養へ送るも死去、連綿	B	〇
一二〇	〃八・〇・五	常陸	男(四〇斗)		江川にて病死	B	
一二一	〃九・二・二二	山城京都	男乞食		目良村牛鼻岩穴に行倒、讃岐までの名主発行の往来手形所持	B	
一二二	〃九・二・二二	播磨	源重郎(六八)、はや(六五)		若宮の前で病氣、松原へ小屋掛	B	
一二三	〃一〇・二・二九	下総	同行二人(次三郎)	順札	はや、五月一日紀州三鋼村で死去、源重郎、六月一日同田辺村近辺で死去、息子尋ねに来る	B	
一二四	〃一〇・五・二二	武蔵江戸	五兵衛		下長町杉屋角右衛門方に止宿、次三郎病氣で同行者滞留、三月一三日出立	A	
一二五	〃一〇・七・三	武蔵蔵	同行五人(天四郎、二三)	〃	下長町伊兵衛方に養生、九日、町年寄より老人旅故泊めるよう依頼、病死、往来手形所持	A	
一二六	〃一〇・八・二二	肥後天草	女同行八人(いろ)		下長町旅籠屋にて病氣、滞留願、一人は四日出立、四人は七日出立	D	
一二七	〃一一・五・二七	肥後天草	女同行八人(なみ、まつ)		一六日、糸田村と六方に参り病氣、痲瘡のため追い出し難く長逗留の届	B	
一二八	〃一一・六・八	丹波	伝四郎	西国順札	二五日、西ノ谷村に参り痲瘡養生、六月九日なみ死去、六月二日まつ死去、抜参にて往来手形所持	B	〇
					熊野路より足痛にて、湊村で行居、村送希望、送り状あり、往来一札所持		

年月日	出身国	旅人名・年令・男女など	旅の目的	備考	出典	村送
二二九	伯耆	旅人名・年令・男女など 善三郎夫婦	順礼	女房が病気で、湊村にて養生	B	
二三〇	石見	女乞食(一六、七)		御霊宮森の内に煩う、往来手形なし、湊村切戸へ小屋掛、乱心の模様で抜出る	B	
二三一	出雲	物佐衛門夫婦	西国順礼	女房病氣にて、下長町備中屋平兵衛方に滞留願、二八日出立	B	
二三二	撰津兵庫	修験女房		橋台湊村分に煩、小屋掛、二一日出立	B	
二三三	伊勢	金右衛門	順礼	熊野路より足痛、湊村橋台の際にて煩、村送希望、送り状あり、往来一札所持	B	○
二三四	伊予	教真	皇拜齋齋	新庄村にて病氣、往来手形所持、村送希望、送り状あり	B	○
二三五	美濃	乞食坊主		権現山の内に行倒、往来手形所持	D	
二三六	尾張	同行四人(女病氣)	順礼	西ノ谷村御所ヶ谷に小屋掛養生、二八日死去	B	
二三七	撰津大坂	利兵衛夫婦	西国順礼	熊野路で怪我、田辺まで駕籠で、下長町に止宿、村送希望で送り出す	D	○
二三八	播磨	同行二人(ふく)	順礼	本町に行居、下長町備中屋平兵衛方に頼み養生、病死、往来手形所持	D	
二三九	上野	同行四人(金右衛門)		新庄村にて病氣、小屋掛養生、二一日死去	B	
二四〇	越後新潟	七之助(一九)		切戸で煩、養生、往来手形所持を申出、村送を希望も「非人体」と不許可、六月二五日死去	B	
二四一	出雲	同行九人(灸之助)	順礼	下長町大和屋次助方に止宿、風氣故滞留願、六月一八日出立	A	
二四二	越後	同行四人(与助)		下長町浜屋清蔵方にて頭痛、滞留願、四日出立	A	
二四三	撰津大坂	惣兵衛、妹		惣兵衛病氣、大橋台湊村分土手際に煩、雨覆仕指置、七月一日出立	B	
二四四	常陸	同行七人(五郎左衛門)		下長町小倉屋市右衛門方にて病氣、養生滞留願、二八日出立	A	
二四五	撰津大坂	親子三人		浄行寺門前で親病氣、土手材木小屋で養生も病死、寺から届、町在は拘りなし	D	
二四六	山城京都	同行七人(高田要人)		下長町三栖屋喜助方で煩、三月初日、全快出立	D	
二四七	筑前博多	同行二人(市)		下長町宿屋大和屋次助方で頭痛、養生滞留願、四月七日出立	D	
二四八	讃岐小豆嶋	同行四人(天藏新右衛門)		下長町藤代屋清右衛門方にて風氣滞留願、四月一五日出立	D	
二四九	撰津大坂	伴次郎上下三人	湯釜へ入湯	宿ぬし屋惣平方にて不快、養生滞留願、一日出立	A	
一五〇	山城京都	同行三人(糸)	順礼	下長町三寸屋佐吉方にて、はしかのため養生滞留願、一日出立	A	
一五一	遠江	同行八人(平吉)		下長町干かや七郎兵衛方にて、頭痛のため養生滞留願、一日出立	A	
一五二	出雲	同行六人(戒禪、てん)		下長町箒屋浅之助方にて、はしかのため養生滞留願、一日出立	A	
一五三	尾張熱田	同行五人(又吉)		下長町室屋彦左衛門方にて養生、二二日病死	D	
一五四	出雲	同行四人(本右衛門、つた)		下長町福嶋屋茂吉方にて、はしかのため養生滞留願、五月一五日出立	A	

近世のパスポート体制

年 月 日	出身国	旅の目的	備 考	出典	村送
一五五	〃三・五・一〇	旅人名・年令・男女など	〃		
一五六	〃三・五・一五	旅人名・年令・男女など	〃		
一五七	〃三・五・二八	旅人名・年令・男女など	〃		
一五八	〃三・一・一五	旅人名・年令・男女など	〃		
一五九	〃三・一・一五	旅人名・年令・男女など	〃		
一六〇	〃三・一・一八	旅人名・年令・男女など	〃		
一六一	〃三・一・一五	旅人名・年令・男女など	〃		
一六二	〃三・一・一五	旅人名・年令・男女など	〃		
一六三	〃三・一・一五	旅人名・年令・男女など	〃		
一六四	〃三・一・一五	旅人名・年令・男女など	〃		
一六五	〃三・一・一五	旅人名・年令・男女など	〃		
一六六	〃三・一・一五	旅人名・年令・男女など	〃		
一六七	〃三・一・一五	旅人名・年令・男女など	〃		
一六八	〃三・一・一五	旅人名・年令・男女など	〃		
一六九	〃三・一・一五	旅人名・年令・男女など	〃		
一七〇	〃三・一・一五	旅人名・年令・男女など	〃		
一七一	〃三・一・一五	旅人名・年令・男女など	〃		
一七二	〃三・一・一五	旅人名・年令・男女など	〃		
一七三	〃三・一・一五	旅人名・年令・男女など	〃		
一七四	〃三・一・一五	旅人名・年令・男女など	〃		
一七五	〃三・一・一五	旅人名・年令・男女など	〃		
一七六	〃三・一・一五	旅人名・年令・男女など	〃		
一七七	〃三・一・一五	旅人名・年令・男女など	〃		
一七八	〃三・一・一五	旅人名・年令・男女など	〃		
一七九	〃三・一・一五	旅人名・年令・男女など	〃		
一八〇	〃三・一・一五	旅人名・年令・男女など	〃		

年月日	出身国	旅人名・年令・男女など	旅の目的	備考	出典	村送
一八一	陸奥信夫郡	勘九郎、ちやう	日本廻国	熊野路より二人共足痛、下長町備中屋平兵衛方に滞留願、村送希望	A	○
一八二	三河	兄弟二人(次次郎)	西国順礼	湊村にて兄足痛、養生滞留願、往来手形所持、村送希望、送り状	B	○
一八三	越中	三之丞	〃	湊村に参り足痛、往来一札所持、村送希望、送り状	B	○
一八四	三河	喜兵衛	順礼	湊村松原に罷越、喘息で養生願、往来手形所持、乞食扱い、一二月二日死去	B	
一八五	陸奥会津	同行一人(林蔵)	〃	下長町浜屋清蔵方に滞留、快気にて二五日出立	D	
一八六	信濃	親子三人(伴善五郎)	〃	下長町備中屋平兵衛方に痘瘡にて養生滞留願、二五日出立	D	
一八七	播磨	同行四人(安)	〃	下長町谷屋幸次郎方滞留、三月一日親久太郎国元より罷越、三人は出立、三月二〇日親子出立	D	
一八八	武蔵	夫婦(善次郎)	〃	足痛にて下長町平野庄助方に滞留、村送希望、送り状	D	○
一八九	飛騨	木地師安右衛門(四〇斗)	〃	湊村に行倒、最初乞食として処理も、所持品から国所など判明、呵を申付けられる	B	
一九〇	備前	つる(一六)	〃	母と同道にて西国順礼も、去年八月母死去、湊村に罷越、つる出産、小屋掛、二月五日出立	B	
一九一	駿河	長助(七〇余)	乞食順礼	湊村にて病死、笠に国名、名前など記す	D	
一九二	越後	喜助(六七)	順礼	北新町に止宿後、下長町平野屋庄助方に宿替、五月二日病死、往来手形所持	D	
一九三	伊豆	同行四人(ふさ)	〃	下長町浜屋清蔵方にて、風気のため滞留願、一六日出立	A	
一九四	和泉	豊田屋敷寿	病氣療養	足痛にて下長町に滞留、村送希望、送り状	A	○
一九五	加賀	亀吉	順礼	下長町平野屋庄助方に風気のため滞留願、三月六日出立	A	
一九六	越後	久次郎	〃	下長町備中屋平兵衛方に止宿、滞留願、村送希望、送り状、往来一札あり	A	○
一九七	武蔵江戸	仲村屋弥吉(二七)	四国巡拜	下長町に止宿後、出立も湊村にて困窮、四月二日出立、往来手形所持、費用は町と在と半々	D	
一九八	淡路	同行九人(けふ)	順礼	下長町箒屋銀兵衛方にて養生滞留願、二九日出立	A	
一九九	武蔵江戸	同行二人(伊左衛門)	〃	下長町箒屋銀兵衛方にて養生滞留願、二九日出立	A	
二〇〇	美濃	虎蔵	日本廻国	下長町備中屋平兵衛方にて養生滞留願、往来一札所持、村送希望、送り状	A	○
二〇一	伊勢	物八(三二)	〃	湊村行居、往来一札紛失の由、村送で送り出す、帳外者として送り戻さる、非人の取扱	B	
二〇二	上総	龜吉(二四)	順礼	西ノ谷村にて痘瘡、二月五日死去、大坂で迷子、往来所持も国元へ連絡、四月五日返状	B	
二〇三	尾張	その	西国廻露	足痛で下長町捻金屋金蔵方にて滞留願、同行と離、村送希望、往来一札あり、三月三日礼状	A	○
二〇四	豊後	同行五人(利曾次)	順礼	下長町浜屋清蔵方に滞留願、一八日出立	A	
二〇五	常陸	伊兵衛	順礼	足痛にて、下長町平野屋庄助方に滞留願、二二日出立	A	
二〇六	長門	同行一人(定助)	〃	風気にて、下長町壺屋忠蔵方に滞留願、一一日出立	A	

年 月 日	出身国	旅人名・年令・男女など	旅の目的	備 考	出典	村送
二〇七	文化	二・八・二四	撰津	旅人名・年令・男女など		
二〇八	陸奥会津	二・二・二四	同行四人(星長次)	相撲取が病氣、下長町万屋甚七方にて滞留、湊村せん看病に雇わる、不注意で死去	B	
二〇九	和泉	二・四・二二	同行四人(伴次郎)	北新町三栖屋仁兵衛方に滞留、往来手形所持、歩行困難との理由	A	
二一〇	石見	二・四・二七	同行四人(伴次郎)	病氣にて、下長町はふき屋吟助方に滞留願、五月三日出立	A	
二一一	和泉	二・五・朔	大窪文四郎(六九)	糸田村にて病氣、養生のため滞留、一三日出立	B	
二一二	肥後熊本	二・九・二六	親子四人(直次郎、六)	下長町いつみ屋藤兵衛方にて、風呂から上がり即死、一〇月朔日出立	D	
二一三	肥前島原	二・一〇・九	親子四人(安右衛門)	足痛にて江川浦に滞留、同行の善吉親子四人は二月二日出立、安右衛門一家は翌年一月二日出立	B	
二一四	伊勢	二・二二・二二	親子三人(とみ)	女房足痛にて、下長町新屋和七方に滞留願、二六日出立	A	
二一五	備後	二・五・六	角右衛門女房、娘、孫	熊野で孫疱瘡、湊村に送り来、養生、六月二七日出立	B	○
二一六	大和	二・七・二八	甚五郎	熊野路より足痛、下長町備中屋平兵衛方に滞留願	A	
二一七	山城京都	二・八・二七	山田大作上下二人	眼病鍼治療のため、下長町浜屋清蔵方に滞留願	A	
二一八	出羽	二・八・一八	与次兵衛(四〇斗)	本宮より病氣で村送り、西ノ谷村にて死去、往来一札所持	B	○
二一九	美濃	二・一〇・一七	同行二人(定八)	不快にて、下長町三栖屋喜助方に滞留願	A	
二二〇	大和	二・一・二五	甚五郎	足痛にて、下長町備中屋平兵衛方に滞留願、村送希望、送り状、往来一札所持	A	○
二二一	肥後	二・一・一九	親子(理助)	下長町備中屋平兵衛方にて親理助病氣、二〇日死去	D	
二二二	武蔵江戸	二・三・二九	清七	足痛にて、下長町備中屋平兵衛方にて滞留願、村送希望、送り状、往来一札所持	A	○
二二三		二・四・二三	婦人(四〇斗)、子(二〇斗)	湊村小泉で行居、その前下秋津組豊助方に止宿、豊助無理に出立させる	B	
二三四	安芸	二・四・八一	同行三人(みと)	口中痛にて、下長町浜屋清蔵方に滞留願、四日出立	A	
二三五	遠江	二・二・二八	平右衛門親子四人	湊村で病氣、小屋掛にて養生、翌年一月九日出立	B	
二三六	三河	二・五・三一	善次郎夫婦	熊野路から女房病氣、西ノ谷村万福寺で困窮、三月一日寺内で死去、善次郎村送希望、送り状	B	○
二三七	越前	二・五・三・一六	有膳(盲人)	湊村にて死去	B	
二三八	豊後	二・五・四・一五	湊(盲、三三、三三)	片町網屋之鼻に行居、養生、村送希望、送り状、掛り物は町在半分ずつ	D	○
二三九	陸奥会津	二・五・四・一八	同行四人(又蔵)	下長町広屋忠七方にて病死、文政二年一月二日、町名主の札状あり、商用の旅	A	
二四〇	撰津大坂	二・四・二五	治助	下長町平野屋庄助方に止宿、歩行困難、村送希望、送り状、往来手形所持	A	○
二四一	出雲	二・四・二八	同行八人(善兵衛)	下長町泉屋藤兵衛方に滞留、歩行困難、村送希望、送り状、往来手形所持	A	○
二四二	讃岐丸亀	二・七・八	与七郎	神子浜村つぶり山辺で歩行困難、村送希望、送り状、往来手形所持	B	○

	年月日	出身国	旅人名・年令・男女など	旅の目的	備考	出典	村送
二三三	文政一・八・七	大和	半兵衛、女房、子供	諸国順拜	熊野路で女房病氣、湊村切渡へ小屋掛養生、病死、九月一七日出立	B	
二三四	〃二・三・三	越前敦賀	沢屋亦次郎	四圍順拜	新庄村にて逆上の模様、歩行困難にて小屋掛養生、三月五日村継送出、送り状	B	〇
二三五	〃二・三・二	武蔵江戸	重蔵(三〇斗)、たけ	廻国	新庄村で男乞食行倒、連の女房が往来一札所持、長病にて乞食との由、たけ滞留	B	
二三六	〃二・五・四	越後	女同行三人(ミね)	順礼	下長町粉屋金吉方で病死、五月七日二人出立	A	
三三七	〃三・三・八	尾張	四郎兵衛	四国遍礼	下長町湊屋源兵衛方に滞留、村送希望、送り状、往来一札所持	A	〇
三三八	〃三・六・六	越中富山	太三郎		文政二年九月二五日、本町にて病氣、二月八日病死(富山薬屋、翌年六月六日富山町役人の礼状)	D	
三三九	〃四・六・二六	信濃	長之助(七〇斗)	西国順拜	西ノ谷村万福寺前松原に打臥、牛ヶ鼻へ差置、往来一札所持、病死	B	
二四〇	〃四・一〇・二二	尾張	兵蔵(三〇斗)	乞食順礼	湊村に打臥、下地より癩病、切戸へ小屋掛、往来一札所持、二二日付の送り状あり	B	
二四一	〃四・一・二六		男乞食(五〇斗)		権現馬場で病死、往来一札所持	B	
二四二	〃五・二・二八	三河	半兵衛(六七)	西國四圍順拜	糸田村に打臥、熊野路で足痛、歩行困難、村送希望、送り状、往来一札所持	B	〇
二四三	〃五・五・二一	山城	長四郎(五〇斗)		下万呂村より村送りにて、湊村へ、西ノ谷村から芳養下村へ送るも、書付なく送帰し、死去	B	〇
二四四	〃五・六・二二	阿波	仁兵衛(五二)	入湯	西ノ谷村に打臥、村送希望、送り状、往来一札所持	B	〇
二四五	〃五・二・二四		男(三〇斗)		湊村切戸上ミ土手添に乞食行倒、往来一札所持	B	
二四六	〃六・二・八	下	千手院弟子安登(二七)	諸国順拜	新庄村に打臥、村送希望、送り状あり、往来一札所持	B	〇
二四七	〃六・四・一五	甲斐	直右衛門		伊作田谷村にて病死、往来一札所持	B	
二四八	〃七・五・一六	上野	玄要女房しも	諸国順拜	下長町角屋義助方に滞留、村送希望、送り状、往来一札所持	A	〇
二四九	〃七・五・二六	備中	伝次郎	諸国順拜	上長町秋津屋兵作方に行居、言舌不明にて病死、所持金の明細あり	A	
二五〇	〃七・八・一六		乞食非人		下長町角屋義助方に一宿、病死、往来一札所持せず、番人に片付けさせる	A	
二五一	〃七・一〇・三	摂津	定松(二五)		西ノ谷村で病氣、死去、往来一札所持	B	
二五二	〃七・二・二二	尾張	甚兵衛(二五斗)		湊村にて行居、往来一札不所持、風来の体も病氣故、小屋掛養生	B	
二五三	〃八・五・二九	三河	親子四人(甚兵衛)	四圍薬齋	江川浦で病氣、浜船の間へ苦にて困差置、女房村送希望、送り状、往来一札所持	B	〇
二五四	〃八・六・八	伊勢	文蔵	日本廻国	西ノ谷村で歩行困難、村送希望、送り状、往来一札所持	B	〇
二五五	〃八・一・二三	伊予	豊助	諸国順拜	西ノ谷村に荷物落ち、本人行方不明、往来一札、道中記、納経などあり	B	
二五六	〃九・六・二〇	石見	いく、りの、いろ	西国順礼	下長町にていく病氣滞留、村送希望、送り状あり、抜参りにて往来一札不所持	A	〇
二五七	〃一〇・六・二九	美濃	万蔵親子四人	西国順礼	足痛のため目良村にて歩行困難、村送希望、送り状、往来一札所持	B	〇
二五八	〃一〇・二・一七	美作	佐十郎(五八)	諸国順礼	新庄村に打臥、歩行困難にて養生、往来一札所持、切目組まで送り状あり	B	〇

近世のパスポート体制

	年月日	出身国	旅人名・年令・男女など	旅の目的	備考	出典	村送
二五九	文政二・三・二三	武蔵	旅人名・年令・男女など 同行七人(豊次郎)	順礼	下長町大和屋甚兵衛方に止宿、急死、弟らが火葬を望むも不許可	B	
二六〇	〃一・五・一〇	遠江	同行四人(文左衛門)	順礼	下長町等屋銀助方に滞留、療治かなわず死去	B	
二六一	〃一・八・二五	筑前	清成院	伊勢野齋	足痛のため親類慈孝院方に滞留	B	
二六二	〃二・二・一〇	武蔵	与助(三四、五)		江川浦に行倒、往来一札所持	B	
二六三	〃二・二・二五	讃岐	国五郎		夫婦連にて罷越、持病の喘息で宿賃し頼み、滞留	B	
二六四	〃二・二・二二	伊賀	万助	諸国順拜	新庄村に行居、養生滞留、一月二三日村送希望、送り状、往来一札所持	B	
二六五	〃三・三・二二	美濃	仲村周斎	諸国順拜	西ノ谷村で歩行困難、村送希望、送り状、往来一札所持	B	
二六六	〃三・三・二九	相模	久助	諸国順参	下長町俵屋幸吉方に止宿、村送希望、送り状、往来一札所持	A	〇
二六七	〃三・四・二六	備前	同行四人(さよ、まつ)	西国順礼	新宮辺で痲瘰、西ノ谷村で行居、養生滞留、往来一札一人所持、まつ発病にて五月二七日出立	B	
二六八	〃三・五・二六	山城京都	佐助	熊野参詣	湊村にて行居、養生滞留も死去、往来一札所持	B	
二六九	〃三・六・三	越後	九兵衛	西国順拜	下長町に止宿、滞留、村送希望、送り状、往来一札所持	A	〇
二七〇	天保一・一・二三	陸奥盛岡	元吉	諸国順拜	西ノ谷村で歩行困難、養生滞留、村送希望、送り状、往来一札所持	B	〇
二七一	〃二・二・四	武蔵江戸	近江屋益之助	諸国拜礼	熊野路で発病、西ノ谷村に滞留、村送希望、送り状、往来一札所持	B	〇
二七二	〃二・二・二九	美濃	安兵衛	諸国拜礼	平野屋庄助方に止宿、死去、安兵衛入用并所持之品売払あり	A	
二七三	〃二・九・一八	信濃	彦十、娘	諸国順拜	彦十、途中にて発病、湊村で養生も死去、娘を村送せず、女房は口熊野で死去	B	〇
二七四	〃三・二・二四	備前	親子四人(さん)	西国順礼	娘が新宮領で病死、女房が発病、湊村で歩行困難、小屋掛養生、往来一札所持	B	
二七五	〃三・三・一〇	長門	ぬい	四国廻路	熊野路で発病、西ノ谷村で歩行困難、村送希望、送り状、往来一札所持	B	〇
二七六	〃三・四・一六	常陸	利兵衛	諸国順拜	往来一札所持、芝村の送り状所持、西ノ谷村より送り出すも途中死去、親類来村、安政三年追善	B	
二七七	〃三・一〇・二八	越中	長右衛門		下長町山家屋源七方滞留、七月九日に届、十月二八日病死、一月朔日、同行喜八出立	A	
二七八	〃四・一・二九	伊勢	同行二三人(その)	順礼	下長町福嶋屋藤助方にて滞留、養生、病死	A	
二七九	〃四・三・二三	備前	同行九人(せん)	順礼	下長町山家屋源七方にて滞留、養生、病死	A	
二八〇	〃四・四・三〇	山城京都	丹波屋助七	諸国順拜	西ノ谷村で歩行困難、村送希望、送り状、往来一札所持(文政一〇年八月付)	B	〇
二八一	〃四・六・七	豊後	小右衛門	諸国拜礼	目良牛鼻で歩行困難、村送希望、送り状、往来一札所持	B	〇
二八二	〃四・八・四	越後	せん、いの	諸国順拜	下長町俵屋定吉方でせん病氣養生、村送希望、いのは付添にて送出、往来一札所持	A	〇
二八三	〃四・一・四	三河	松右衛門	諸国順拜	西ノ谷村で発病、村送希望、送り状、往来一札所持	B	〇
二八四	〃四・二・一九	摂津大坂	大和田屋惣兵衛	西国順拜	新庄村で行暮、発病、村送希望、送り状、往来一札所持、妻は阿波で死去	B	〇

年月日	出身国	旅人名・年令・男女など	旅の目的	備考	出典	村送
二八五	天保五・四・七	摂津大坂	大和屋源兵衛	下長町京屋八平方にて病氣滞留、病死	A	
二八六	〃五・六・一八	美濃	道心者(三四、五男)	湊村にて行居、小屋掛養生、一月七日出立	B	
二八七	〃六・二・二二	出羽	藤七	湊村にて歩行困難、村送希望、往来一札所持、野嶋村で急死、礼状あり	B	○
二八八	〃六・二・二二		物貰い(三四、五男)	下長町平野屋庄助方に止宿、死去	A	
二八九	〃六・二・二五	美濃	同行四人(繁右衛門)	下長町浜屋清藏方に止宿、病死	A	
二九〇	〃六・三・二二	遠江	同行三人(亀次)	西ノ谷村にて病氣、死去、三月二三日兩人出立	B	
二九一	〃六・六・四	伊豆	網吉	湊村にて行居、小屋掛養生、村送希望、送り状、往来一札所持	B	○
二九二	〃七・七・六	上野	伊左衛門、悖	富田組十九淵村から村送、湊村にて伊左衛門病氣、養生も死去	B	○
二九三	〃七・一・一五	淡路	人形遣五人(三蔵)	下長町浜屋清藏方に止宿、病氣にて死去	A	
二九四	〃八・一・二三	陸奥仙台	喜八	新庄村で歩行困難、村送希望、送り状、往来一札所持	B	○
二九五	〃八・二・二四	三河	親子四人(娘いよ)	湊村にて野宿、いよ病死、往来一札所持	B	
二九六	〃八・四	播磨	母と悖三人	母すま、市ノ瀬村で病死、猪藏は迷子、他二人は市ノ瀬村から村送、猪藏は湊村から村送	B	○
二九七	〃八・二・二七	摂津大坂	広瀬屋辰之助	西ノ谷村で足痛、村送希望、送り状、往来一札所持	B	○
二九八	〃八・二・二二	伊予	弥平次	新庄村で歩行困難、村送希望、送り状、往来一札所持	B	○
二九九	〃九・二・六	飛騨	親子四人	湊村にて歩行困難、小屋掛養生、往来一札所持、二月九日と二月一四日に全員死去	B	
三〇〇	〃九・二・六	美濃	との	北新町にて行倒病死、国元の礼状(三月六日)、弟善松の自力帰国を願う	A	
三〇一	〃九・四・一〇	備中	同行四人(ちよ)	下長町箒屋銀助方で病氣、滞留、一人は四月一五日大坂出立、三人は四月二三日出立	A	
三〇二	〃一〇・三・六	美濃	親子四人	大橋辺で病氣、湊村に小屋掛養生、往来一札所持、四月八日出立	A	
三〇三	〃一〇・四・八	摂津兵庫	同行六人	下長町大和屋甚兵衛方に止宿、滞留願	A	
三〇四	〃一〇・五・三	武蔵江戸	為吉	西ノ谷村で病氣、村送希望、送り状、宗門往来手形所持	B	○
三〇五	〃一〇・二・二八	信濃	箕瀨くの、悖	庄司新地で発病、小屋掛養生、天保一年一月三日、出立	B	
三〇六	〃一一・三・四	摂津大坂	親子三人	湊村佐平次知音にて暫滞留	C	
三〇七	〃一二・五・二	能登輪嶋	新屋太助	下長町捻金屋庄兵衛方に病氣滞留、死去	A	
三〇八	〃一三・九・七	越前	吉兵衛	伊作田谷村で発病、小屋掛養生、往来一札所持	C	
三〇九	〃一三・二・一五	武蔵江戸	漢丹(尼僧)	湊村にて暫滞留	C	
三一〇	〃一四・四・一一	陸奥仙台	同行五人(与兵衛)	下長町箒屋銀助方に養生滞留	A	

年月日	出身国	旅人名・年令・男女など	旅の目的	備考	出典	村送
三一	加賀	重兵衛	諸国拝礼	湊村で足痛、村送希望、送り状、往来一札所持、村送、駕籠代など入用の覚あり	C	○
三二	美濃	親子三人	西国順礼	佐兵衛病死、女房病氣中、娘幼稚のため村送希望、送り状あり	A	○
三三	甲斐	智等(尼僧)	西国順礼	神子浜村にて歩行困難、村送希望、送り状、往来一札所持(天保四年四月付)	C	○
三四	越中	久八	四国巡拝	西ノ谷村で歩行困難、村送希望、送り状、往来一札所持	C	○
三五	美濃	親子三人(てつ、一)	西国巡拝	てつ痲瘡、西ノ谷村にて死去、往来一札所持	C	○
三六	飛騨	茂右衛門	諸国順拝	西ノ谷村で歩行困難、小屋掛養生、往来一札所持、死去、親類来村(九月二日)	C	○
三七	信濃	豊吉、妹しか、乳呑子	諸国順拝	湊村でしか病氣、往来一札所持、最初小屋掛、御奥様の里者故、手厚く養生、五月三日快氣出立	C	○
三八	常陸	僧祖門	諸国順拝	湊村にて病氣、村送り希望、往来一札所持、送り状あり	C	○
三九	近江	和兵衛	諸国順拝	西ノ谷村龍泉寺門前で歩行困難、村送り希望、往来一札所持、送り状あり	C	○
四〇	山城	藤五郎(六五、女殿、伴、孫)	神社參詣	藤五郎、善根宿にて死去、(異死帳記載)、往来一札所持、家出息子の搜索を目的	C	○
四一	但馬	そよ(五三、御佐助、娘しげ)	諸国參詣	湊村善根宿でそよ死去、往来一札所持、二月二日出立	C	○
四二	伊勢	茂吉(二九)	西国順拝	西ノ谷村で発病、村送希望、送り状、往来一札所持、国元庄屋札状あり	C	○
四三	安政	親子三人(清七)		鈴山へ入湯後、宿伊八方に滞留、清七発病、死去	C	○
四四	播磨	清吉	諸国順拝	下長町にて清吉病氣、村送希望、送り状、往来一札所持	A	○
四五	信濃	平左衛門	諸国拝礼	糸田村にて発病、村送希望、送り状、往来一札所持	C	○
四六	加賀	小森元祐(四五、伴(二五)	諸国參詣	北新町山家屋甚助方に止宿、村送希望、送り状、往来一札所持、(医師)	A	○
四七	遠江	文経(僧、二〇)	諸国行脚	新庄村東光寺で発病、京都まで村送希望、先例なく不許可も送り状あり	C	○
四八	常陸	九蔵	諸国順拝	田辺領にて長期滞留者か尋来る、女房病氣にて長期滞留の旨返答あり	C	○
四九	豊後	源次郎	諸国順拝	湊村にて発病、村送希望、送り状、往来一札所持	C	○
五〇	信濃	勝五郎(三西、路(三六)	諸国順拝	西ノ谷村で女房病氣、村送希望、送り状、往来一札所持	C	○
五一	和泉	親子五人	諸国順拝	西ノ谷村で女房発病、小屋掛養生、夫と娘は発病、死去、村送希望、送り状、往来一札所持	C	○
五二	和泉	利兵衛	四国順拝	江川浦で足痛、村送希望、送り状、往来一札所持	C	○

注・出典は『田辺町大帳』(Aと略称)、『田辺万代記』(Bと略称)、『紀州田辺御用留』(Cと略称)。
 Dは、『田辺町大帳』と『田辺万代記』の両方に記事があるもの。
 なお、出身国は多くが村名や町名までわかるが、煩雑になるので省略した。旅人名欄の括弧内は難読者本人で数字は年齢である。

表2 紀州藩領民の自国での難法者一覽

	年月日	出身地	旅人名・年令・男女など	旅の目的	備考	出典	村送
一	元禄二・七・二四	田辺本町	茂兵衛		高野山へ参る由にて、次原村で死去、兄が礼に参る	A	
二	宝永七・二・二三	廿五村之丙竹ノ平	女(一六)		疱瘡病人、加療も二五日死去、田辺に縁なし、真砂村庄屋返書持参、礼に来る	B	
三	享保四・二・二五	木本浦	同行一人(喜兵衛女房)	西国順礼	田辺で煩い病死、喜兵衛から下長町年寄へ書付	D	
四	〃一・二・二三	田辺(カ)	弁六後家、娘	参宮	那賀郡にて左太夫死去、市松の迎え依頼、田辺町に該当者不在と回答	A	
五	〃一五・一〇	芳養村	弁六後家、娘	西国順礼	後家、那賀郡で死去、娘迎え依頼、最初は不明と返答、再吟味で弁六兄弟迎えに参る	A	
六	寛保一・四・一六	田辺新町	新右衛門後家(五二、三)		有田郡にて病氣、大庄屋より連絡が入り、一類の者迎えに参る、病人駕籠にて	D	
七	宝暦一・八・二〇	十津川七色村		湯治	滝谷之鼻へ船で揚り、痛所歩行困難、自分駕籠を雇、深谷へ罷越	B	
八	明和八・八・二四	田辺南新町	母子三人(亀松)		参宮の帰途、勢州田丸領四定田村で死去、四定田村庄屋から書状が届くも、該当者不明	A	
九	安永二・三・九	田辺伊作田村	せき		参宮途中病氣、同行二人に別れ、日高北塩屋浦で養生、親類の迎え依頼も不明、死去	B	
一〇	〃二・閏三	新宮			西ノ谷村牛鼻にて京参のもの病死	B	
一一	〃三・三・二四	江川	十左衛門		南部にて行倒人、周辺の村々に所持品、年令、着用物など提示し搜索、判明	B	
一二	天明四・一・四	三番内井川村	禪心	六十六部	谷村にて死去、村中共同で死者の金品をくすねる、取調一件文書あり	B	
一三	〃七・二・二三	朝来組鮎河村	源六後家、悻(三、四)	町へ物賈	後家、浄行寺門前で死去、後家兄ら迎えに参る	A	
一四	〃八・三・一五	熊野三木里村	親子三人		湊村で夫婦病氣、小屋掛養生	B	
一五	〃八・六・八	田辺袋町	熊野衛妻(三〇才)、娘(六)		若山北新町にて女病死、女は松ノ下六助娘に相違なし	A	
一六	寛政二・六・二二	若山湊	浄心	諸国拜礼	西ノ谷村で足痛、村送希望、送り状	B	〇
一七	〃二・二・二三	紀州長島	市之助(二二五)		牛尾五兵衛殿後松原に煩い、切戸へ小屋掛、無宿の旨申すにより、番人まかせとなる	B	
一八	享和一・五	周参見組			湊村にて病氣、小屋掛養生	B	
一九	〃二・一〇・二三	新宮太田組	同行三人	西国順礼	西ノ谷村で女一人歩行困難、病死、往来一札もたず	B	
二〇	〃三・一・二〇	若山	同行三人(かね)		北新町南部屋長吉方に罷越、かね積氣にて滞留	A	
二二	〃三・二・二二	新宮勝浦	五嶋純蔵、矢口武四郎		下長町谷屋幸次郎方に頭痛にて滞留	A	
二三	文化三・一・晦	有田郡次谷村	母子二人	順礼	牛鼻に養生、母りう死去、娘いそは瘡癰若年のため村送、送り状、往来一札所持	B	〇
二四	〃四・七・二三	南部山内	女		神子浜村にて病氣、南部に問い合せ、八年以前帳外の者、薬用に及ばず、少々快なれば追出	B	
二四	〃七・三・六	若山吹上	市右衛門(四五)、八十郎	四圍野参詣	八十郎は途中で帰し、湊村で風邪、養生のため滞留、村送希望、送り状、往来一札所持	B	〇

近世のパスポート体制

年月日	出身地	旅人名・年令・男女など	旅の目的	備考	出典	村送
二五 文化九・六	田辺北新町	善六	西国順礼	有田組から歩行困難、送り来る、下有田組へ礼状	B	○
二六 〃一・七・二七	太地浦	同行二人(四郎)	出稼	泉州界へ漁稼の帰途、病氣、西ノ谷村にて村送希望、送り状	B	○
二七 〃二・四・二三	那賀郡西大井村	ふし		熊野路で足痛、下長町平野屋庄助方に滞留、村送希望、送り状、往来一札所持	A	○
二八 〃三・七・二九	口熊野有田浦	辰之助		北新町備中屋清右衛門方に病氣滞留	A	○
二九 〃三・一二・二四	新宮新鍛冶町	巴兵衛		何回も拔出し順拝、病氣にて村送希望、糸田村から送り出す、送り状	B	○
三〇 〃四・一・二〇	名草郡三葛村	親子三人	西国順礼	神子浜村で女房病氣、養生、少し快にて村送希望	B	○
三一 文政一・一〇・二二	口熊野並浦	徳兵衛		神子浜村で疱瘡のため養生、付添人ちや(四九才)死去、徳兵衛も病死	B	○
三二 〃一・一・二〇	伊東郡佐谷村	文右衛門、儀助	諸国順拝	湊村で文右衛門、歩行困難、小屋建養生、全快出立(二月一七日)	B	○
三三 〃五・一二	口熊野見老津浦	五郎(三三)	島へ水廻	病氣にて帰宅途中、江川浦で歩行困難、村送希望、送り状	B	○
三四 〃七・一・九	海士郡善明寺村	浄源(六〇)	諸国順拝	湊村にて歩行困難、村送希望、送り状、往来一札所持	B	○
三五 〃七・九・二四	口熊野西向村	又兵衛(二五)	西国順礼	順拝の帰、新庄村で歩行困難、村送希望、送り状、往来一札所持	B	○
三六 〃八・五	上那賀郡松井村	大次郎(二九)	四国順拝	湊村で歩行困難、村送希望、送り状、往来一札所持	B	○
三七 〃一〇・三・二〇	若山御小人町	柳悦	出稼	湊村で足痛のため歩行困難、村送希望、送り状、往来一札所持	B	○
三八 〃一・五・一〇	田辺伊作田下村	女同行六人	参宮	印南宇杉村に止宿中、隣郷の者押入り、一五才の女一人野合へ連出す	B	
三九 〃一・八・二二	奥熊野佐渡村	米藏(六一)		新庄村で病氣、小屋掛養生も病死、往来一札所持	B	
四〇 天保四・三・一七	熊野勝浦	万益(盲人)	出稼	下長町山家屋源七方に病氣滞留、按摩稼	A	
四一 〃四・六・五	口熊野二部村	甚助(二八、母六七)	四国順拝	新庄村で甚助病氣、村送希望、送り状	B	○
四二 〃四・六・六	新宮桐原村	次郎右衛門(七〇)	西国順礼	神子浜村で発病、村送希望、送り状、往来一札所持	B	○
四三 〃五・四・一〇	周参見組田野井村	円藏	西国順礼	新庄村で発病、村送希望、送り状、往来一札所持	B	○
四四 〃五・七・一一	名草郡栗栖出嶋村	源藏	西国順礼	新庄村で発病、村送希望、送り状、往来一札所持	B	○
四五 〃六・二・二二	古座浦山手村	鶴藏(三三、三〇、三三)	西国順礼	新庄村岩穴で病氣養生、くに、角兵衛病死、山手村にいのの処遇を問うも拒否さる	B	
四六 〃六・六・二〇	三戸河村	吉次郎(二六)	諸国順拝	湊村で行居、切戸へ小屋掛養生も死去、往来一札所持	B	
四七 〃六・七・一〇	口熊野田並浦	たけ、とみ	西国順礼	帰国中、新庄村で病氣、村送希望、送り状、往来一札所持	B	○
四八 〃六・八・一一	串本・浦	甚作	西国順礼	権現宮にて行居、小屋掛養生も死去、往来一札所持	A	
四九 〃六・一一・二九	池之山	仁左衛門(六四斗)		湊村一ノ鳥居楠ノ丁にて行倒、往来一札所持	B	
五〇 〃六・一二・二四	滝村	古谷兵藏(六〇斗)		伊作田下村に行倒、懷中に年貢通所持、滝村に連絡し、下長町の親類宅養生も死去	B	

	年月日	出身地	旅人名・年令・男女など	旅の目的	備考	出典	村送
五一	天保七・三・一二	口熊野里野浦	染、こん	西園順拜	西ノ谷村にてこん病氣、隠坊喜兵衛宅へ一宿も死去	B	○
五二	〃七・三・二三	若山中之嶋	浄円	諸国順拜	道中の怪我で西ノ谷村にて歩行困難、村送希望、送り状、往来一札所持	B	○
五三	〃八・五・六	四番組原村	松蔵	諸国拜拜	西ノ谷村で歩行困難、村送希望、送り状、往来一札所持	B	○
五四	〃八・五・二五	熊野勝浦	万悦(盲人)	旅 稼	江川浦で歩行困難、村送希望、送り状、往来一札所持(天保四年四月付)	B	○
五五	〃八・七・二三	口熊野見老津	親子五人	四国拜礼	湊村で歩行困難、往来一札所持にて小屋掛養生、両親兄弟次々死去、かめ(五才)、出立	B	○
五六	〃九・二・二三	四番組下川下村	善作(一八)		下長町浜屋清藏方に止宿、疱瘡にて死去	A	○
五七	〃九・五	新宮宇久井村	久蔵(三五)	西園順拜	途中にて足痛、村送希望、送り状、往来一札所持	B	○
五八	〃九・八・一〇	日高郡小松原村	平蔵後家、悱、孫	湯 治	湯崎入湯、帰国途中に悱病氣、村送希望、送り状、往来一札所持	B	○
五九	弘化三・四・二二	牟婁郡執志村	いと(三〇斗)、子供二人	四国順拜	湊村にていと病氣、村送希望も病重く養生中死去、子供の引取を問合せも該当者不明	C	○
六〇	〃三・五・一六	江川浦	堺屋号兵衛	四国順拜	若山橋向丁にて行倒、往来一札所持、仮埋、兄喜右衛門出立	C	○
六一	〃四・一・一一	熊野勝浦	平吉	西園順拜	湊村にて病氣、小屋掛、村送希望、往来一札所持、送り状	C	○
六二	〃四・八・二二	伊都郡佐野村	親子三人	湯 治	湯崎から下長町角屋義助方に止宿、定吉病氣、往来一札所持で村送希望も、入湯故不可となる	A	○
六三	嘉永四・一・二九	新宮領九重村	弥蔵	西園順拜	湊村にて乱心躰で村送、往来一札所持、送り状	C	○
六四	〃五・二・二三	勢州田丸領岡村	次郎吉(四一)	西園巡礼	伊作田下村にて歩行困難、村送希望、往来一札所持、送り状	C	○
六五	〃六・二・朔		父(五〇斗)、子(四斗)		江川浦で父死去、川原乞食ともみえず、そのため、領内の者か取調べさせる	C	○
六六	安政一・六・六	名草郡坂井村	楠右衛門	社寺順拜	西ノ谷村にて発病、村送希望、送り状、往来一札所持	C	○
六七	〃五・九・一八	名草郡蘭部村	明円	諸国順拜	田辺瀬戸村で発病、村送希望、送り状、往来一札所持	C	○
六八	万延一・五・一〇	奥熊野佐渡村	祥山(七一、盲人)	出 稼	伊作田下村で発病、村送希望、送り状、往来一札所持(嘉永五年三月付)	C	○
六九	文久一・四・二二	熊野三越村	平次(三三)	西園順拜	伊作田下村で発病、村送希望、往来一札所持、村送の入用覚あり	C	○
七〇	〃一・五・二六	口熊野古座浦	慶治	四国順拜	糸田村で発病、村送希望、送り状、往来一札所持	C	○
七一	〃一・七・二〇	口熊野佐渡浦	親子四人(文兵衛、五〇斗)	西園順拜	西ノ谷村で疱瘡のため行居、小屋掛養生も死去、往来一札所持、小屋掛入用の覚あり	C	○
七二	〃二・六・二二	牟婁郡大野村	龜右衛門(五五)、なつ(六)	諸國靈胎拜	湊村で龜右衛門発病、村送希望、送り状、往来一札所持	C	○
七三	〃三・四・一六	田辺海道丁	三大郎(七〇斗)		和佐組井ノ口村で発病、言語不明も参宮者か、送り一札等不所持、問い合せも該当者不明	A	○

注：出典など表1に同じ。

表3 紀州藩領民の他国での難治者一覽

	年月日	出身地	旅人名・年令・男女など	旅の目的	備考	出典	村送
一	元禄四・九・七	田辺本町	旅人名、年令、男女など		須磨浦二ノ谷にて死去、連絡があり、兄弟与茂太郎に出生申渡さる	D	
二	〃一・八・二五	田辺	江川清次郎		備後福山にて病死、片町船頭太郎左衛門、福山へ参る	D	
三	寛保一・五・朔	田辺江川中町	つる(二三)、娘		山城伏見でつる病死、若山の役人から娘引取の依頼、当該者不明の返答	B	
四	〃一・六・二一	奥熊野大泊村	忠右衛門		出羽鶴岡から「あんだ」に乗せ村送に来る、村送否定の藩法にふれ問題化(関連九月三日)	D	
五	宝曆三・四・一〇	伊作田荒光村	同行六人(やや)	乞食順札	播磨にて痘瘡、同地で二〇日斗養生、通し駕籠で送り参る、送り状や当人の口上あり	B	
六	安永四・七・四	田辺	了源(三〇斗)	六十六部	石見国で首縊、先方より往来手形写持参で大坂屋敷に問い合せ、当該者不明	B	
七	〃七・五	牟婁郡市木村	そよ他二名	西国順札	道連の武蔵国百姓を尋ね、上野にて留置、問い合せも、市木村なく当該者不明	B	
八	天明三・七・四	田辺糸田村	親子四人		和泉国で病氣養生、往来一札をみせ、国元への村送りを願う、二月国元出生、七月一八日帰村	B	
九	〃八・七・朔	田辺南新町	多助		江戸から帰国途中、藤白で病氣、村送りで帰着も、当日死去	A	〇
一〇	寛政二二・六	田辺江川浦平野子	同行四人	善光寺参	信濃にて、はる病死、はん病氣、同行一人は帰国、はんの迎えを依頼、親切な処遇、抜参宮	B	
一一	享和一・五・三	田辺西谷村鉢坊	すて	袖乞順札	同行にはなれ、商売女に売られるも、御師に救わる、すての口上書あり、礼状	B	
一二	〃三・五・一九	田辺湊村	親子四人	千ヶ寺順拝	丹波で清吉病氣、病死、女房も発病、村送希望、送り状あり、往来一札所持、乞食順札	B	〇
一三	文化九・二・二七	田辺孫九郎丁	源吉悻捨松	伊勢参宮	伊勢松坂で歩行困難、村送希望で送り出すも、井関村で急変、死去、源吉出生	B	〇
一四	〃二・九・二	田辺新庄村鳥巢浦	銀次郎、悻直藏(二〇)	四国廻路	伊子で銀次郎病死、先方領主より大坂蔵屋敷に、直藏の迎え依頼、親類出生	B	
一五	〃二・九・二〇	有田郡谷村	親子三人	四国廻路	撰津から送り状持参で田辺に来るも、江川浦の兄が不明なため、在所への送り戻しを希望	B	
一六	文政一・六・七	田辺本町	同行七人(多い)	西国順札	近江柏原宿で多い死去、本町年寄の礼状あり	A	〇
一七	〃四・五	田辺湊村	親子三人(利兵衛)	伊勢参宮	伊子で病死(五月七日)、諸入用払い、五月一日同地出生、五月二八日帰着	B	
一八	〃四・七	田辺江川浦	親子三人	伊勢参宮	伊勢松坂で善之丞病氣、村送で帰国も、有田郡古川村で死去、送り状あり	B	〇
一九	〃五・五	田辺江川浦本町	同行一人(又助)		土佐にて病氣、死去、御改めなく書付もなし、戒名あり、諸入用済	B	
二〇	〃六・四・三	田辺湊村	同行四人(武次、六〇)		新庄村幸助船で金毘羅参詣、帰路、阿波で病死、同行三人が船で連帰る	B	
二一	〃一・七・二一	田辺南新町	同行二人(治郎吉)		丹後で歩行困難、村送希望、送り状あり、町年寄ら礼状あり	A	〇
二二	〃一・八		正常院	西国順拝	日高辺へ罷越、それより抜参、播磨で病死	B	
二三	天保五・八・五	田辺湊村	母子四人	四国順拝	土佐にて母弘病死、先方領主より幼年の娘悻の引取要請、往来一札所持も、その後不明	B	
二四	〃五・一〇・二四	口熊野三尾川村	磯八娘ふく	四国順拝	撰津桑原村から村送、幼年病中故、代官が伝馬継を指示	B	〇

年月日	出身地	旅人名・年令・男女など	旅の目的	備考	出典	村送
二五 天保六・二二・二二	牟婁郡このが村	小さん(一四斗)		京都西門町で病気の躰、京都町奉行所から在所問い合せ、当該の村不明の返答	B	
二六 〃八・二	田辺村	寿二野、葛枝(四、男)	四国順拜	播磨で寿二野病死、先方より葛枝の引取要請、寿二野は二年前出奔、帳外の由、引取拒否	A	
二七 〃九・閏四・八	田辺領	母子	西国順拜	土佐で母りよ病死、娘こよ幼年故、先方より大坂蔵屋敷に引取の依頼あり	B	
二八 嘉永二・八	田辺新庄村、岩崎村	新兵衛、同女こよ、喜兵衛	四国遍路	土佐で喜兵衛死去	C	
二九 〃六・一・一三	田辺湊村	庄太夫、娘ひち	四国順拜	阿波で庄太夫病死、先方より往来一札写を添、ひちの引取依頼、当該者不明の返答	C	
三〇 〃六・一・二八	田辺領古町	とく、娘二人	四国順拜	土佐で母とくとく病死、往来一札を提示し、娘二人の引取依頼、当該者不明の返答	C	
三一 〃六・九・三	田辺新庄村	つき、娘さよ	四国順拜	阿波でつき死去、先方よりさよの引取依頼、親類の者が迎へに参る、詳細	C	
三二 文久二・閏八・二八	田辺紺屋町	常七、悦喜七	四国順拜	讃岐で常七病死、喜七幼年故、迎え依頼、親類の者迎へに参る	A	

注：出典など表1に同じ。